

北区公園総合整備構想

にぎわいを生み・くらしを豊かにする 魅力ある公園



名主の滝公園



浮間つり堀公園



飛鳥山公園



南谷端公園



西ヶ原みんなの公園



飛鳥山公園



赤羽自然観察公園



滝野川公園



清水坂公園



王子六丁目児童遊園

令和3年3月
東京都北区

目次

第1章 構想の概要	1
1 構想策定の背景と目的	2
2 公園をとりまく社会の変化	3
3 構想の位置づけ	6
4 構想の対象	7
5 構想の期間	8
第2章 北区の現況	9
1 上位・関連計画の整理	10
2 北区の地域特性	13
3 公園の現況	17
4 区民の公園利用に関する意見	29
5 公園の課題	38
第3章 理念と目標	43
1 基本理念	44
2 基本目標	45
第4章 基本方針	47
1 目標の実現に向けた取組み	48
2 構想の体系図	52
第5章 施策の展開	53
1 施策の展開の考え方	54
2 施策の展開	58
3 施策の一覧	68
第6章 推進の仕組み	71
1 推進の仕組み	72
2 進行管理	72
3 住民参加のあり方	73
用語解説	74
参考資料（地区別公園配置図）	79

(別冊) 北区公園魅力向上推進プラン

第 1 章
構想の概要



第1章 構想の概要

1 構想策定の背景と目的

都市公園をはじめとする緑とオープンスペース*は、「良好な都市環境の提供」、「都市の安全性の向上」、「住民の活動の場、憩いの場の形成」、「豊かな地域づくり・地域の活性化」の4つの役割があるとされており、私たちの生活に必要な不可欠な空間となっています。

北区では、日本で最初の都市公園である飛鳥山公園など、地形や歴史を活かした公園から、区画整理や開発などのまちづくりにあわせた小さな児童遊園まで、数多くの公園・児童遊園の整備を進めてきました。

これらの公園は、子育てや運動・健康増進、地域コミュニティの形成など、様々な場面で私たちの日常を支えてきました。

一方、北区では、設置から30年以上経過している公園が数多く存在しています。近年における人口構成や社会経済情勢の変化に伴うライフスタイル*の多様化や、東日本大震災の発生や新型コロナウイルスの感染拡大による価値観や意識の変化は、区民が考える“公園のあり方”にも変化をもたらしています。

こうした多様化する公園の利用ニーズに対応していくためには、公園を使いやすく快適なものにしていくだけでなく、一つ一つの公園が個性を発揮し、区民が「楽しい」「訪れたい」と感じるような“魅力ある公園づくり”を推進していく必要があります。

そこで、北区における公園・児童遊園のあるべき姿を定め、“魅力ある公園づくり”の視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた施策を展開し、生活にやすらぎと潤いを与え、人々が集まり笑顔があふれる公園づくりを推進していくことを目的として、本構想を策定しました。

<本構想における「整備」「管理」「運営」>

公園が長く人々に利用されるためには、「整備」するだけでなく、長期的に適切な「管理」や「運営」がなされる必要があります。

一方で、適切な「管理」や「運営」を行っていくためには、将来的な利用を見据えた「整備」を行う必要があるとともに、各段階におけるコスト縮減を図り、維持可能な公園施設として維持していかなければなりません。

本構想では、“魅力ある公園づくり”の視点から、「整備」「管理」「運営」すべてを踏まえた公園づくりを推進していきます。

整備 公園の新規整備、再生整備といったハード的な取組み。

管理 単体の公園施設における維持補修や点検、更新、撤去など、ハード的な取組み。

運営 イベント実施や情報発信、住民参加や公園の利用ルール・マナーに関する事など、ソフト的な取組み。

2 公園をとりまく社会の変化

(1) 国の動向

国では、昭和31年（1956年）の『都市公園法』の制定によって公園緑地の法的定義が明確化されて以来、公園に関する様々な法律・制度などが定められてきました。

近年では、民間活力を最大限活かし、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、『都市公園法』などが改正されています。

● 都市公園法

都市公園の設置と管理に関する基準などを定めることで、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和31年（1956年）に『都市公園法』が制定されました。

平成16年（2004年）の改正では、公園区域を立体的に設定することで公園下部の利用を促進する、立体都市公園制度が創設されました。平成23年（2011年）の改正では、公園施設の建蔽率制限の緩和が行われ、建築面積は「法で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定める割合の範囲内」とされました。

さらに平成29年（2017年）の改正では、Park-PFI*制度が創設され、公園整備への民間参入の促進、および公園内に設置可能な施設（「社会福祉施設（保育所など）」）についての規制が緩和されました。

● グリーンインフラ*推進戦略

令和元年（2019年）に策定された『グリーンインフラ推進戦略』では、自然災害の激甚化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用の推進を図ることを目的としています。

● 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

平成27年（2015年）に国連で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（『2030アジェンダ』）は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

日本ではSDGs実施のための指針として『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針』が策定され、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」や「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」などといった統合的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策が示されています。

令和元年（2019年）の改定では、併せてSDGs推進のための具体的対策法を取りまとめた『SDGsアクションプラン2020』が決定されました。

- **指定管理者制度*（地方自治法改正）**

平成 15 年（2003 年）の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、公園施設管理への民間事業者の参入が可能となりました。

- **PFI*法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）**

イギリスで生まれた行財政改革手法である PFI（Private Finance Initiative）手法を、日本でも活用するため、平成 11 年（1999 年）に『PFI 法』が制定され、都市公園事業による支援や民間事業者への融資などが可能となりました。

- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）**

平成 18 年（2006 年）に制定された『バリアフリー新法』では、高齢者や障害者などが移動や公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー*化を一体的に推進することを定めており、公園についてもその対象となっています。

（2）東京都の動向

- **都市計画公園・緑地の整備方針（都・区・市町合同策定）**

平成 18 年（2006 年）に策定された『都市計画公園・緑地の整備方針』によって、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取り組みの方針が明確化されました。平成 23 年（2011 年）の改定では、首都東京の防災機能の強化や、「まちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組み」などが追加されました。

令和元年（2019 年）に『「未来の東京」戦略ビジョン』が策定されたことや、令和 2 年（2020 年）に自然災害の頻発などを踏まえ、都や関係区市町が一体となって都市計画公園・緑地等の事業化などに集中的に取り組むための改定が行われ、『緑確保の総合的な方針』など、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一体となって、水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築を目指しています。

- **緑確保の総合的な方針（都・区・市町村合同策定）**

減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進などを計画的に推進していくことを主な目的として、平成 22 年（2010 年）に都と区市町村（島しょを除く）合同で策定された『緑確保の総合的な方針』では、10 年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組などを更に進めるための新たな施策が提示されています。

令和 2 年（2020 年）の改定では、今後 10 年間に確保することが望ましい緑を明確化するとともに、まちづくりで創出する緑や先導的に取り組む緑施策が提示されました。

- **東京が新たに進めるみどりの取組**

今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、『東京が新たに進めるみどりの取組』が令和元年（2019年）にまとめられました。『都市づくりのランドデザイン』で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、東京が目指すみどりの姿とともに、「①拠点・骨格となるみどりを形成する」、「②将来にわたり農地を引き継ぐ」、「③みどりの量的な底上げ・質の向上を図る」、「④特色あるみどりが身近にある」の4つの方針を掲げています。

（3）他自治体の動向

- **東京都港区 港にぎわい公園づくり基本方針**

港区では、年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいのある公園」を目指し、区民との協働によるこれまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、公園の整備や利用に関する基本的な考え方と、中長期的に取り組むべき施策を明らかにした『港にぎわい公園づくり基本方針』を平成18年（2006年）に策定しました。その後、社会状況の変化や東日本大震災、公園の管理や利用の大きな変化などにあわせて、平成28年（2016年）に改定を行いました。

- **東京都足立区 あだち公園☆いきいきプラン**

足立区では、公園をつくることに加え、すでにある公園の管理運営と改修の視点を大切にし、総合的に公園をより楽しく、魅力的にする取組みを進めていくため、平成23年（2011年）に『あだち公園☆いきいきプラン』を策定しました。区民と一緒に“地域の庭”をつくることを基本理念とし、3つの基本目標を掲げています。

さらに、『あだち公園☆いきいきプラン』で掲げる基本目標・基本方針を推進するため、平成30年（2018年）に『足立区パークイノベーション推進計画』を策定しています。

※「あだち公園☆いきいきプラン」および「足立区パークイノベーション推進計画」は、「第三次足立区緑の基本計画」（令和2年12月改定）に統合されました。

3 構想の位置づけ

本構想は、『北区基本計画2020』及び『北区都市計画マスタープラン2020』などの上位計画や、公園と関係の深い『北区緑の基本計画2020』など、関連する計画と整合を図るものとします。

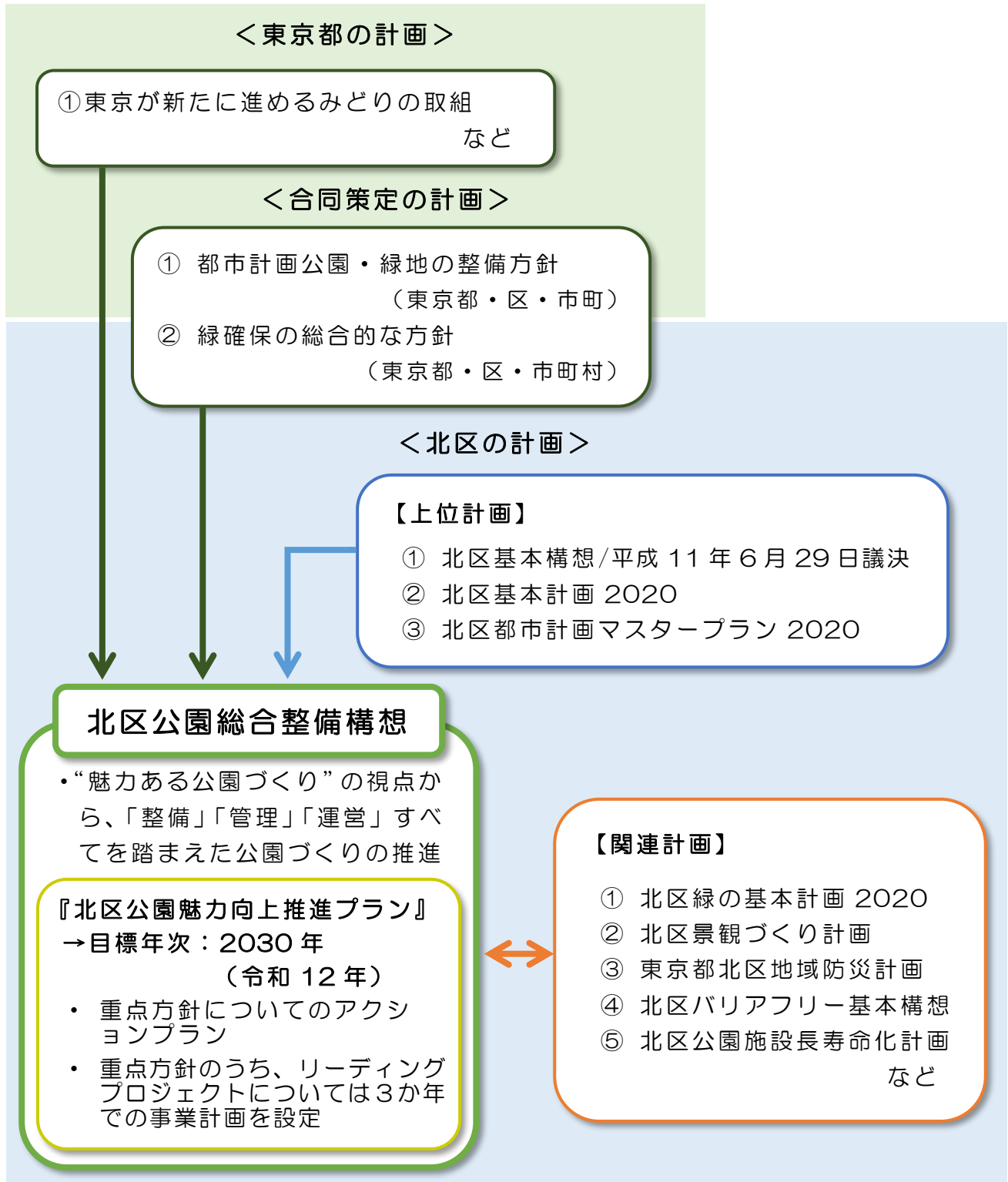


図 - 1 : 構想の位置づけ

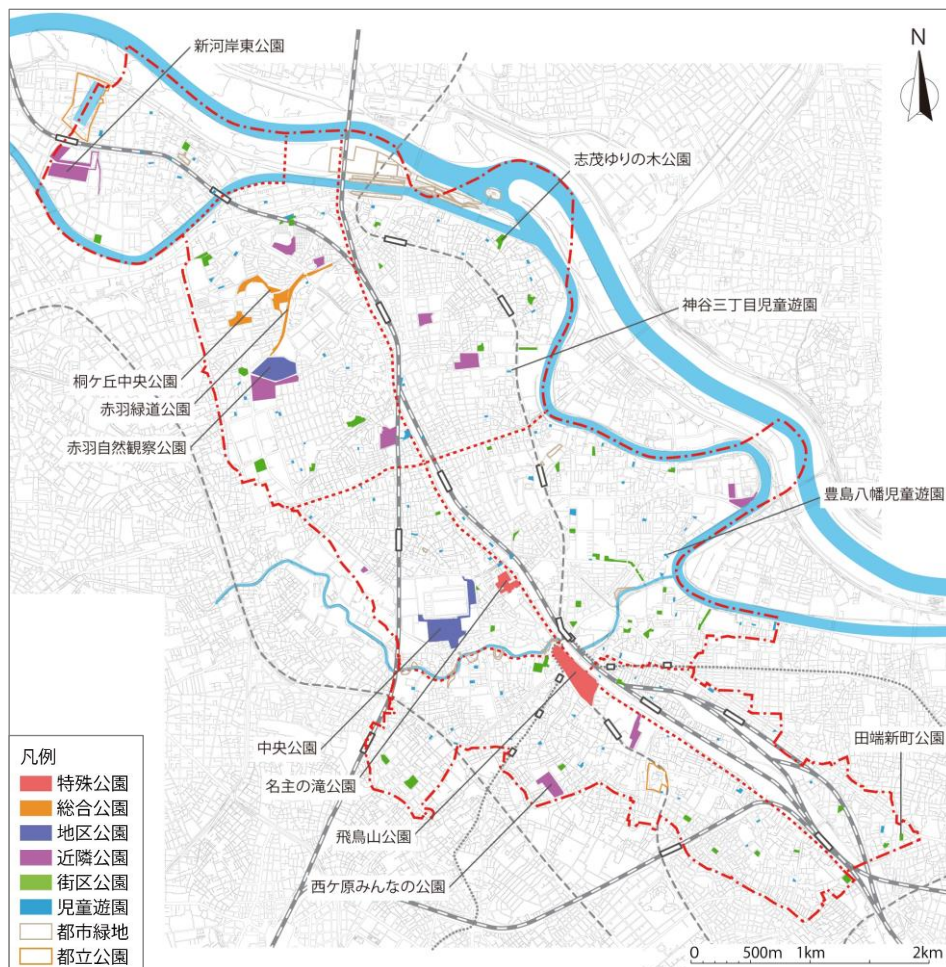
4 構想の対象

本構想の対象は、『都市公園法』、『東京都北区立公園条例』および『東京都北区立児童遊園条例』による、166の区立公園および児童遊園とします。

公園種別		対象数 [※]	例
都市公園	都市基幹公園 [*]	特殊公園 (風致/歴史)	飛鳥山公園、名主の滝公園
		総合公園	桐ヶ丘中央公園、赤羽緑道公園(一部は近隣公園)
		運動公園	—
	住区基幹公園 [*]	地区公園	中央公園、赤羽自然観察公園
		近隣公園	新河岸東公園、西ヶ原みんなの公園 など
		街区公園	田端新町公園、志茂ゆりの木公園 など
児童遊園		98	神谷三丁目児童遊園、豊島八幡児童遊園 など
合計		166	

※令和2年(2020年)4月時点(整備予定のある公園・児童遊園含む。)

表-1: 対象公園数



※令和2年(2020年)4月時点

図-2: 北区の主な公園の位置図

5 構想の期間

公園の「整備」「管理」「運営」は、長期的な視点をもって推進していくことが必要であることから、基本理念や基本目標については、本構想の長期的な考え方として継承していきます。ただし、今後の社会情勢の変化に起因して変化する公園の役割・機能や、上位関連計画の改定に柔軟に対応していくため、各方針や施策については10年ごとに見直しを行うこととします。

また、本構想の実現性をより高めるため、重点方針については、それぞれの施策についての取組み内容や実施時期などを設定した『北区公園魅力向上推進プラン』（以下『推進プラン』という。）を作成します。

『推進プラン』では、それぞれの施策の評価指標における短期（～3年）、中期（～7年）、長期（～10年）の目標を設定し、期間ごとに達成度の確認を行うこととします。また、構想の見直しや改定に合わせて『推進プラン』の見直しを行うこととします。

さらに、施策のなかでも特に優先的に推進すべき施策を「**リーディングプロジェクト**」として位置づけ、3か年での事業計画を設定します。リーディングプロジェクトは、3年ごとに進捗状況の評価を行い、見直しを図ることとします。目標達成後は、引き続き推進していくとともに、重点方針の別の施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、推進していきます。

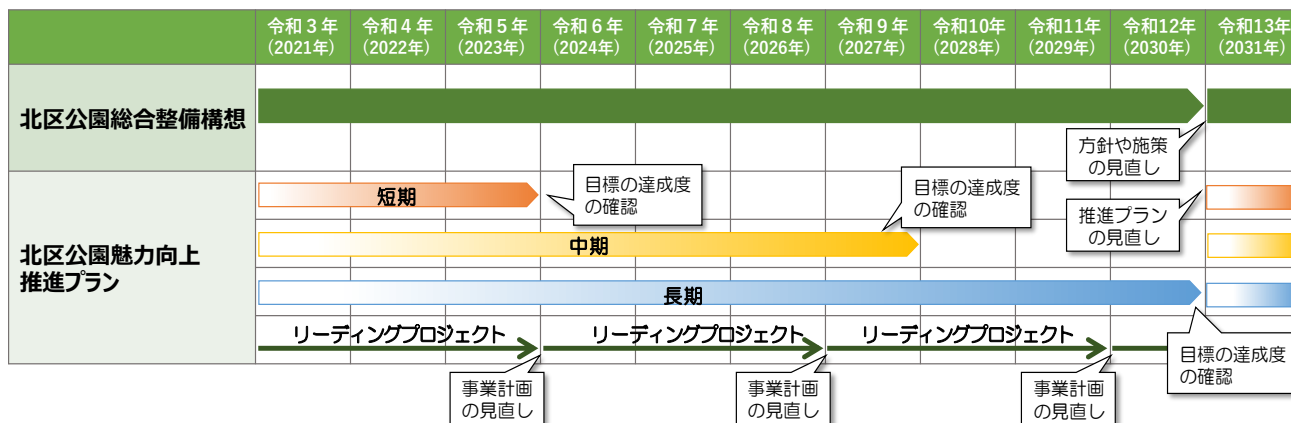


図 - 3 : 構想の期間

第 2 章
北区の現況



第2章 北区の現況

1 上位・関連計画の整理

本構想の策定にあたって整合・連携を図る必要がある上位計画・関連計画では、公園に関する以下の事項が記載されています。

(1) 上位計画

① 北区基本構想／平成11年(1999年)6月29日議決

- 公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。
- 美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。
- 区民とともに、地域の特性などに配慮した利用しやすく親しまれる、季節感あふれる公園づくりを推進します。
- 公園や水辺空間を、レクリエーション機能を有し、自然環境を生み出す身近な快適空間として整備します。

② 北区基本計画 2020

- 公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトや季節感ある公園など、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させます。
- 公園の整備・改修にあたっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設などの適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させます。

③ 北区都市計画マスタープラン 2020

- 区立公園全体の整備及び管理などの指針となる北区公園総合整備構想を策定し、指定管理者制度や Park-PFI などの民間活力の導入を視野に入れた魅力ある公園づくりを推進します。
- 既存の公園・緑地の保全を図るとともに、未整備となっている都市計画公園・緑地の整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- 工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換にあわせて、地域特性を踏まえた公園や児童遊園などの整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- 大規模な新設公園・緑地については、都市計画に定め、機能・役割に応じた整備を図ります。
- 公園が不足する地域においては、引き続き公園の整備を図ります。
- 老朽化や時代の変化に対応した公園の再整備・改修を進め、快適なみどり空間の形成を図ります。
- 老朽化した公園施設については、北区公園施設長寿命化計画に基づき、補修改善や更新を進め、安全な公園・緑地の形成を図ります。

(2) 関連計画

① 北区緑の基本計画 2020

- 公園のあるべき姿を定め、公園施設の適正配置化や管理水準の向上、個性ある公園整備などの施策をとりまとめます。
- 一人当たりの公園面積について、長期目標 5.0 m²/人を掲げ、令和 11 年（2029 年）には 2.5 m²/人を目標とします。
- 区外からも人を呼べる観光拠点となる魅力ある公園づくり、区民との協働による身近な公園づくりを推進します。
- 新設公園はバリアフリーに配慮かつユニバーサルデザイン*を取り入れ、インクルーシブな公園*としての部分的な整備を検討します。
- 避難場所*やいっとき集合場所*に指定または利用される公園の防災機能を向上させます。
- 河川や湧水などの水辺環境のある公園・緑地の整備では、多様な生物が集まる親水空間を創出します。
- 公園施設の老朽化対策として、近接する圏域における公園などについて公園施設の適正配置を検討します。
- 比較的大きな公園のうちアクセスの良い公園については、個性を高めるような事業展開を推進します。
- 公園の魅力向上、施設整備・更新を促進するため、民間活力の導入を検討します。

② 北区景観づくり計画

- 低地部分を中心としたみどりの充実や崖線*を意識した連続性のある緑地帯を保全します。
- 公園の景観づくりへの配慮事項：地域の特性にあわせたみどりの整備、既存樹林の保全、公園と調和したデザインの施設配備、公園緑地を補完する広場やポケットパークを整備します。
- 7か所の公園緑地を「景観重要公園*」に指定します。

③ 東京都北区地域防災計画

- 赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで公園緑地整備の積極的な推進を行います。
- 公園、未利用地、水路などを活用した防災ネットワーク*の形成を図ります。
- オープンスペースの不足する地域を中心に防災に配慮した公園整備を推進します。

④ 北区バリアフリー基本構想

- バリアフリー化すべき生活関連施設及び生活関連経路における 6 つの特定事業のうち、「都市公園特定事業」に 1ha 以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所を位置づけ、バリアフリー化を推進します。

⑤ 北区公園施設長寿命化計画

- 財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメント*を導入し、公園施設の計画的な長寿命化対策を図ることで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコスト*の削減を実現します。
- 計画期間は令和元年度（2019 年度）～令和 10 年度（2028 年度）の 10 箇年とし、計画全体の長寿命化対策の実施効果として、10 年間でのライフサイクルコスト削減を見込みます。

2 北区の地域特性

北区は、交通の利便性や暮らしに密着した商店街などの“活動的な暮らし”と、4つの河川と南北崖線を中心とした水辺空間や緑地などの自然環境、地域に根付いた文化・風習など、“うるおいとやすらぎのある暮らし”のバランスの良さが、まちの大きな魅力となっています。

そのような北区の地域特性について、以下に整理します。

(1) 地形と自然

- ・ 武蔵野台地の東端部に連なる崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。
- ・ 台地部は大規模団地や公園、学校などが多く存在し、住宅を主体とした市街地が形成されています。低地部は荒川の沖積低地で、工場も多く存在し、住工混在の市街地が形成されています。
- ・ 荒川、隅田川、石神井川、新河岸川の4つの河川に恵まれ、豊かな水辺空間を形成しています。
- ・ 「東京都北区洪水ハザードマップ」において低地部における洪水浸水想定区域*が指定されています。
- ・ 「北区土砂災害ハザードマップ」において崖線における土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されています。
- ・ 『北区基本計画 2020』の地域別整備計画では、地理的条件や社会的慣行を踏まえ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。



図 - 4 : 北区の地形と地区区分

(2) 土地利用

- 北区全域の土地利用割合は、住宅用地が 30%以上を占めており、公園系の土地利用は約 8%となっています。[※]
- 地域に密着した商店街が多く存在し、地域と商店街が連携したイベントや祭りなども開催されています。
- JR の駅数が都内最多の 11 駅あり、区内のほぼ全域が駅まで徒歩圏内となっています。また、都心や埼玉方面へのアクセスも良く、交通利便性の高い地域となっています。
- 木造住宅密集地域が複数存在し、現在耐震化・不燃化の促進が図られています。

(3) 文化・芸術・観光

- 花見や紅葉など、江戸時代から親しまれてきた行楽地が数多くみられます。
- 多くの文士・芸術家が住み「田端文士芸術家村」と呼ばれた地域や、無形民俗文化財に指定されている北区特有の伝統行事や風習など、地域に根付いた文化が多く存在しています。また、渋沢栄一や芥川龍之介などのゆかりの地としても知られています。
- 国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター^{*}、ナショナルトレーニングセンター・イーストなどのハイパフォーマンスセンターや、東京都障害者総合スポーツセンターなど、様々なスポーツに関心を持ちやすい環境が整っています。



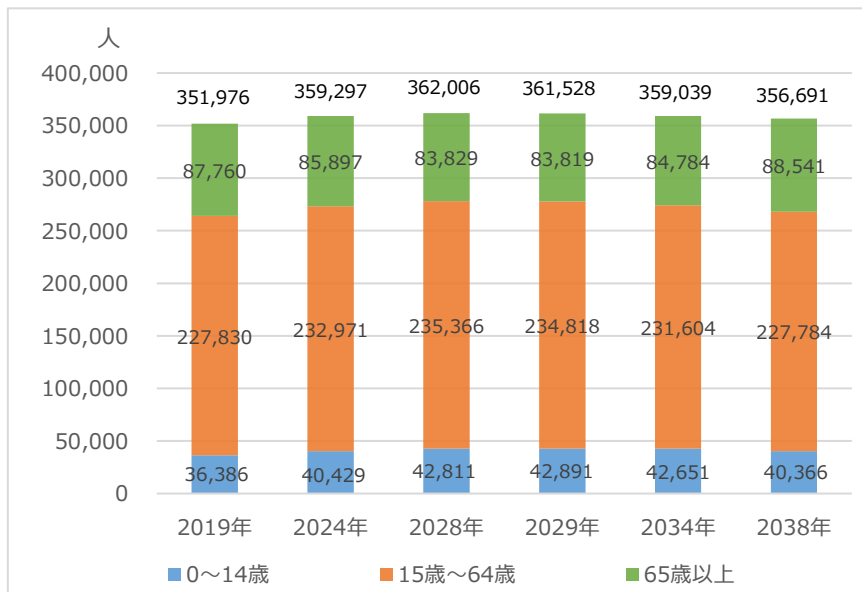
ナショナルトレーニングセンター・イースト



田端文士村記念館

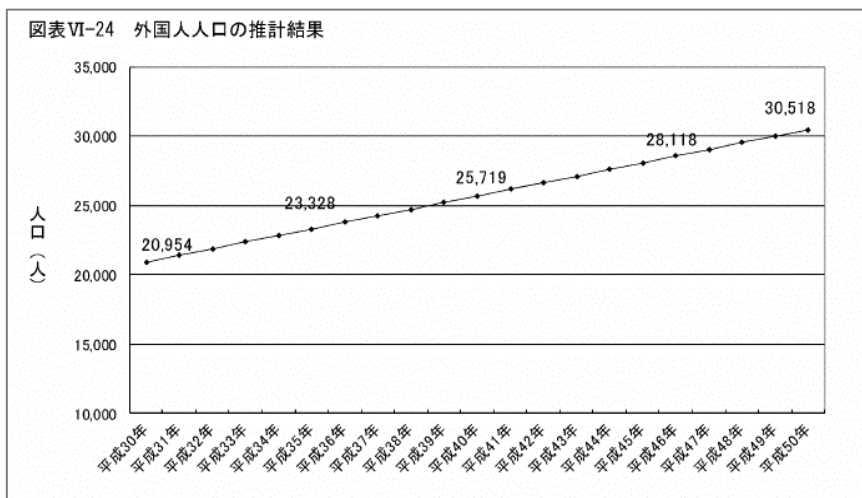
(4) 人口動向

- 北区の総人口は、平成12年（2000年）から令和10年（2028年）まで増加傾向にありますが、令和11年（2029年）以降に減少傾向に転じる見込みとなっています。
- 人口構成は、総人口の増減に伴い令和10年（2028年）までは年少・生産年齢人口が増加しますが、令和11年（2029年）以降は高齢者人口が増加傾向となり、将来的には少子高齢化が進行すると予測されています。
- 一方、北区の外国人人口は年々増加しており、令和10年（2028年）以降も増加傾向が続くと予想されています。そのため、北区の総人口における外国人人口の割合は、年々高くなると見込まれています。



出典：北区人口推計調査報告書（平成30年（2018年）3月）を元に作成

図－5：北区の人口推計



出典：北区人口推計調査報告書（平成30年（2018年）3月）

図－6：北区の外国人人口の推計

(5) 区民から見た北区の公園

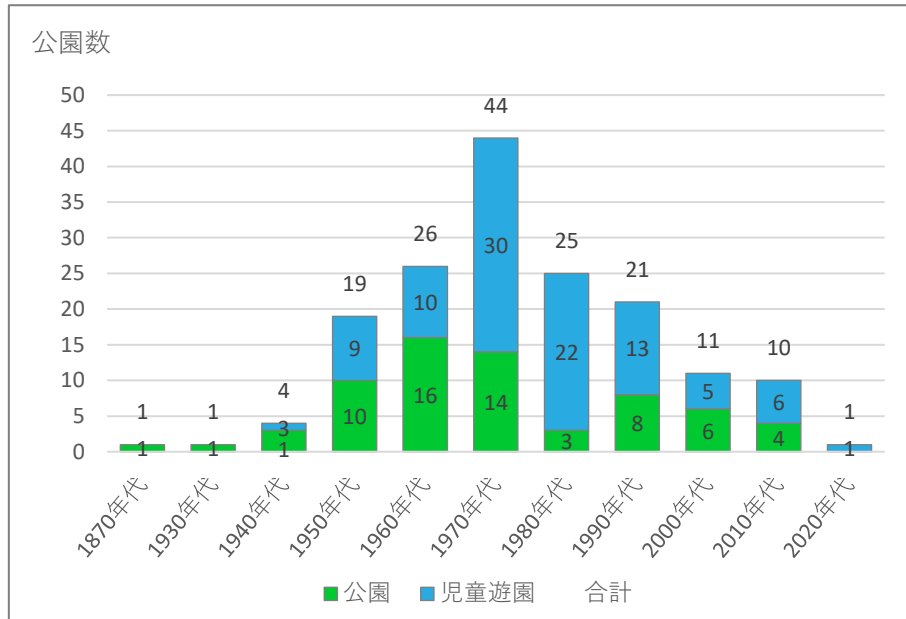
- 平成30年度(2018年度)に実施した「北区都市計画マスタープラン2020 区民意向調査」では、「北区のまちの魅力やシンボルとして、区外の人におすすめしたい風景や環境・イベントなど」で「自然豊かな大規模公園」が1位となり、中でも飛鳥山公園をあげる回答者が多い結果となりました。
- 平成30年度(2018年度)に実施した「北区民意識・意向調査」では、「居住地域が将来どのようなまちに発展していくことを期待するか」という質問に対し、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」をあげる回答者が多く、特に30歳代に多い結果となりました。
- 令和元年度(2019年度)に実施した「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、「自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組み」として、「公園などオープンスペースの整備・充実」をあげる回答者が多く、中でも30歳代に多い結果となりました。

3 公園の現況

(1) 公園整備の現況 整備

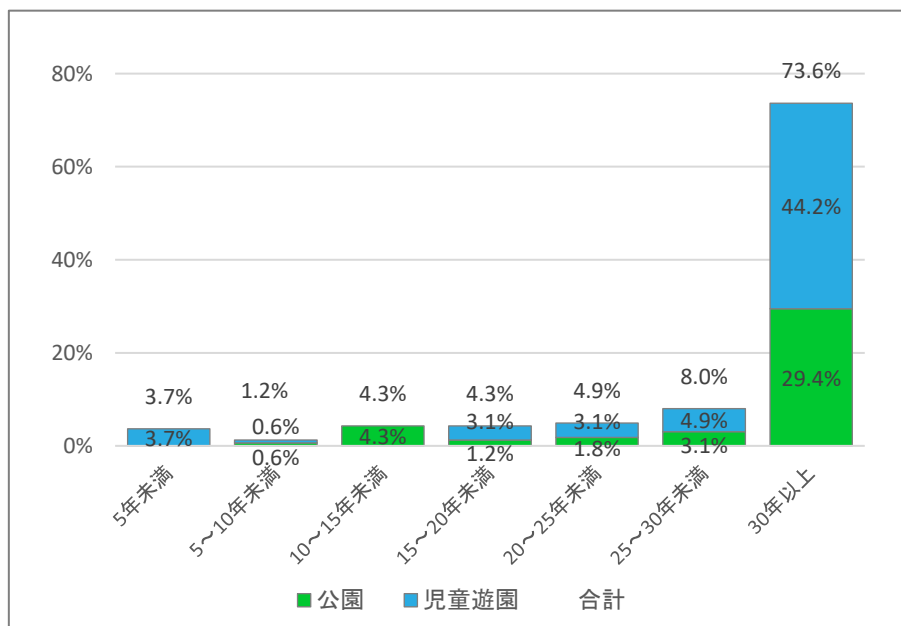
① 公園整備の推移

北区は、戦後の人口増加に対応するように、公園や児童遊園が開設されていきました。そのため、設置されてから30年以上の公園が7割を超えています。



出典：北区行政資料集（令和元年（2019年）9月）をもとに作成

図－7：北区の公園開設年代



出典：北区行政資料集（令和元年（2019年）9月）をもとに作成

図－8：北区の公園設置経過年数

② 公園面積

北区の公園面積は 2019 年時点で 83.6ha となっており、1 人あたりの公園面積は 2.3 m²/人となっています。

『北区緑の基本計画 2020』では、公園面積を令和 6 年（2024 年）に 87.0ha、令和 11 年（2029 年）には 90.5ha に、1 人あたりの公園面積を令和 6 年（2024 年）に 2.4 m²/人、令和 11 年（2029 年）には 2.5 m²/人まで引き上げること为目标としています。

前計画値 (2009 年)	現況値 (2019 年)	中間年次 (2024 年)	目標年次 (2029 年)	長期目標
2.2 m ² /人	2.3 m ² /人	2.4 m ² /人	2.5 m ² /人	5.0 m ² /人
72.8 ha	83.6ha	87.0ha	90.5ha	180.7ha

※下段：公園面積（市街化区域内の公園などの総面積）
 ※長期目標の公園などの総面積は、目標年次の推定人口を用いて算出

出典：北区緑の基本計画 2020

表 - 2 : 1 人あたりの公園などの面積の目標

<都市公園法における一人あたりの公園面積>

都市公園法施行令では、市街地の住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、5 m²として設定されています。

③ 公園配置

街区公園の誘致圏*を250mとし、誘致圏外の地点を公園の不足エリアとすると、街区公園のみでは不足エリアが多く存在しますが、児童遊園が街区公園を補完するものと捉えれば、不足エリアは少なくなります。一方、町会・自治会単位で公園の充足・不足を捉えれば、公園が不足しているところもあります。このように、公園の充足・不足の考え方は、公園種別ごとの役割やエリアの分け方によって変わってきます。

また、『都市計画マスタープラン2020』では、大規模な公園・緑地が不足する地区として、王子東地区・滝野川西地区・滝野川東地区内の3カ所あげられています。



図-9：街区公園の配置

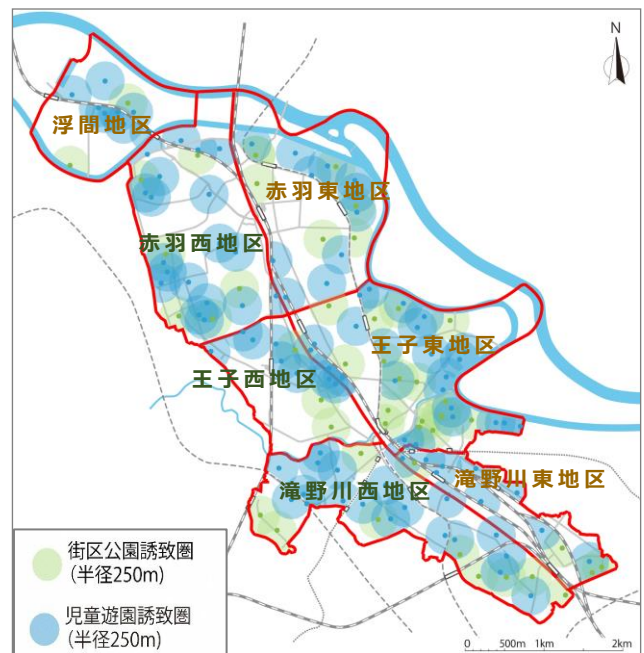


図-10：街区公園・児童遊園の配置

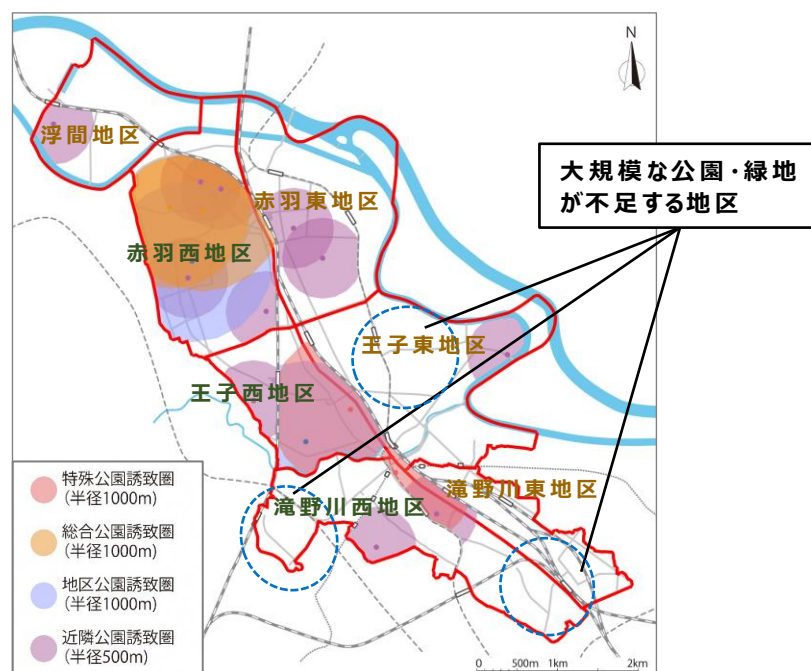


図-11：近隣以上の公園の配置

④ 公園施設の配置

北区では、柔らかいボール以外を使うときは、ボール遊びのできる広場を利用することとなっています。また、夏の間、公園内に水施設がある公園は、水遊びができる公園として開放しています。現在北区には、ボール遊びのできる広場が28か所、運動施設のある公園が5か所、水遊びのできる公園が11か所あり、数的には充実していますが、配置に偏りがあります。



図-12：ボール遊びができる広場や運動施設のある公園

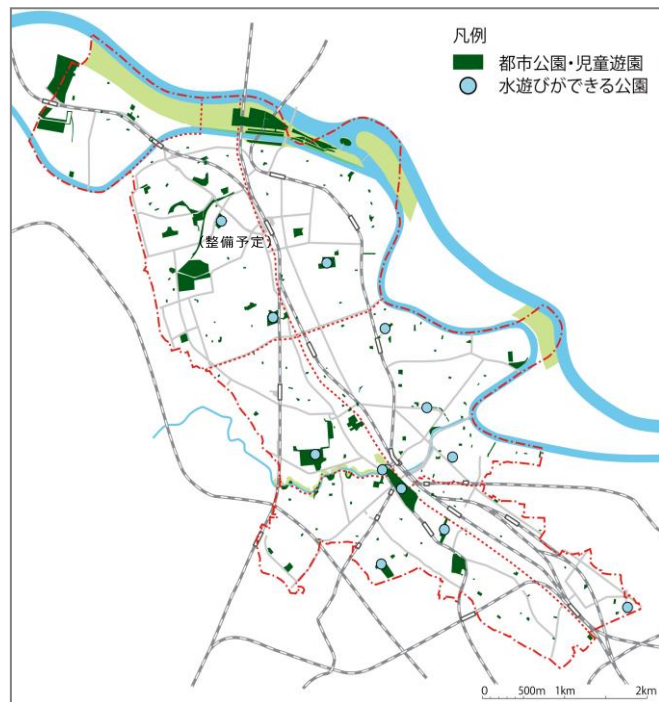


図-13：水遊びができる公園

⑤ 歴史・文化資源と公園

北区は歴史・文化資源や伝統行事が多く、公園内や近接して歴史・文化資源が存在しています。



出典：北区歴史文化財マップ（平成 27 年（2015 年）4 月）をもとに作成

図-14：北区の歴史・文化資源と公園

<主な伝統行事>

「王子田楽（無形民俗文化財）」、「熊野神社の白酒祭（無形民俗文化財）」、「稲付の餅搗唄（無形民俗文化財）」、「十条富士神社大祭（お富士さん）」、「マンガリ（万垢離）」 など

<そのほかの歴史文化に関する動き>

「東京北区渋沢栄一プロジェクト」の始動、「(仮称)芥川龍之介記念館」開設の検討 など

⑥ 交通基盤と公園

近隣公園以上の規模の公園のほとんどが、鉄道駅・都電停留場からの距離が1,000m（徒歩15分程度）以内に立地しており、中でも、鉄道駅・都電停留場から歩いて行きやすい半径500m（徒歩7分程度）以内の、特にアクセス性の良い公園が6か所あります。



図 - 15 : 鉄道駅・都電停留場と公園

<公園の種類>

特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準として配置。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積4haを標準として配置。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積2haを標準として配置。
街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1カ所当たり面積0.25haを標準として配置。
児童遊園	街区公園を補完し、児童の健全な発達と体位の向上に寄与することを目的とする施設。

(2) 公園管理の現況 管理

① 公園施設の管理状況

公園施設の管理については、平成 26 年度（2014 年度）に策定された『北区公園施設長寿命化計画』に基づき、点検、補修、更新を行っています。

平成 26 年度（2014 年度）以前は、事後保全型管理を主としていましたが、予防保全型管理を導入することで、公園施設の効率的な安全確保、機能保全を推進しています。

一方、児童遊園の施設管理については、部分改修を行った児童遊園もあるものの、老朽化が全体的に進行しています。

また、平成 29 年度（2017 年度）に実施した公園利用アンケートの結果においても、「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」について評価が低くなっており、特にトイレの汚れについての意見が目立つ結果となりました。



公園施設（トイレ）の更新およびバリアフリー化を行った事例（王子五丁目児童遊園）

② 公園の管理体制

北区の公園では、適正な管理を維持するため、以下の管理体制をとっています。

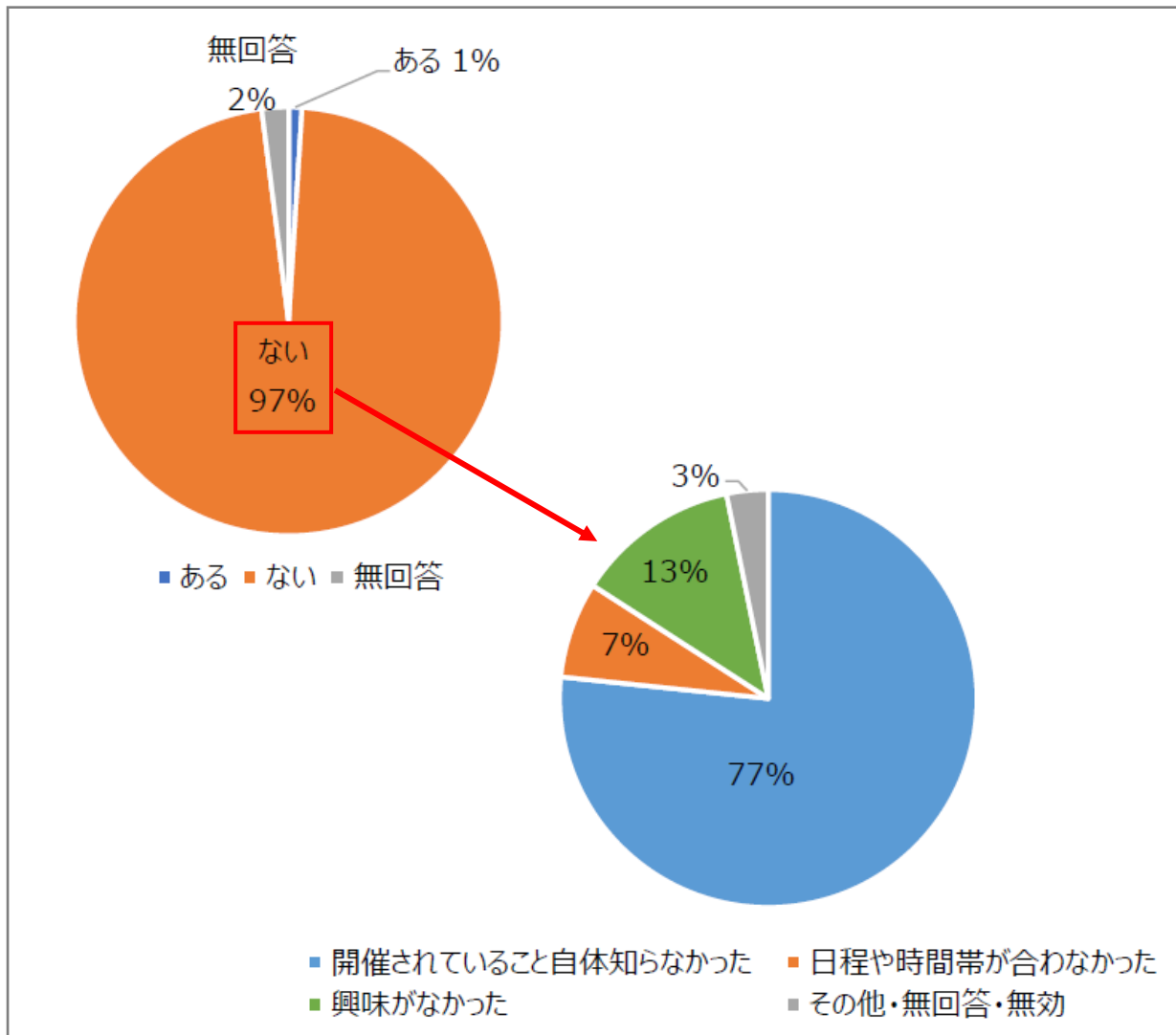
- 道路公園管理事務所では、適宜公園の巡回・現場調査を行っています。また、必要に応じて、“安全安心パトロール隊”による巡回・現場調査も行っています。
- 樹木管理や遊具点検などは、専門業者へ委託・管理を行っています。
- 特定公園（じゃぶじゃぶ池・噴水などがある比較的広い公園）については、公園の巡視、植栽管理、流れなど水施設の清掃・点検、芝生の管理などを造園業者に委託し、管理を行っています。

なお、令和 4 年度（2022 年度）からは、民間事業者がもつノウハウやアイデアなどを活用して公園の管理運営上の課題改善や公園の魅力向上を図るため、公園管理における指定管理者制度の導入を進めていく予定です。

③ 公園整備における地域住民参加

北区では、より区民に活用される公園とするため、新たな公園整備や公園の再生整備の際には地域住民を交えて意見交換などを行うワークショップ*や意見交換会を実施していますが、「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、97%が参加したことがないとの回答がありました。その理由としては、「開催されていること自体知らなかった」が77%と、回答者の3/4を超えています。

また、ワークショップでの検討は公園設計に関する内容が主となっており、開園後の管理や運営について地域住民と意見交換を行う場が不足しています。

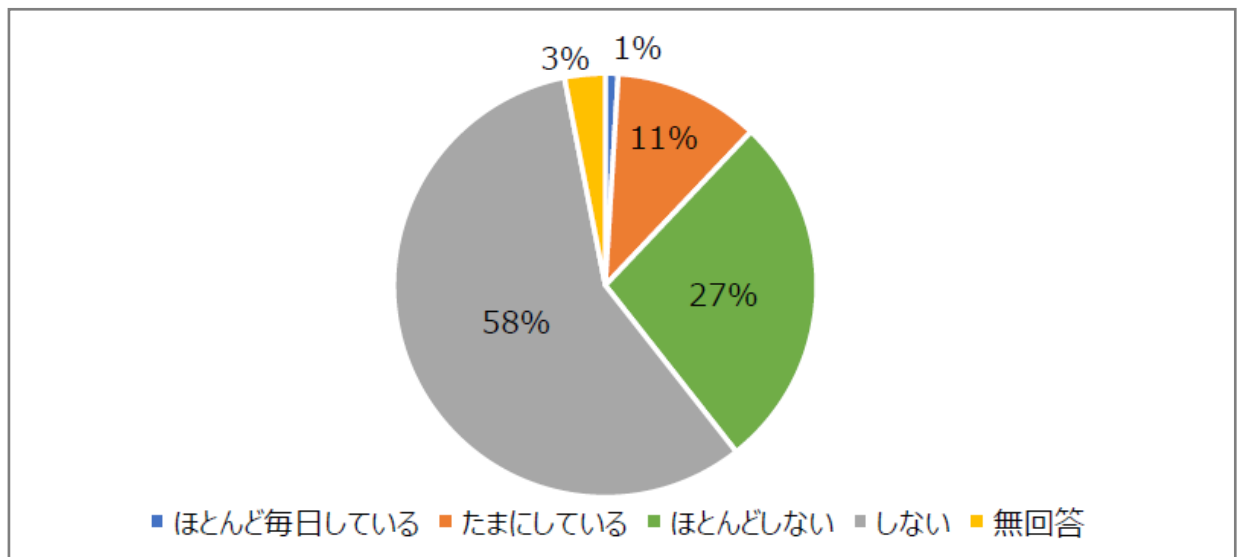


※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」（令和元年（2019年））より

図－16：公園整備や公園の再生整備のためのワークショップや意見交換会参加の有無と不参加の理由

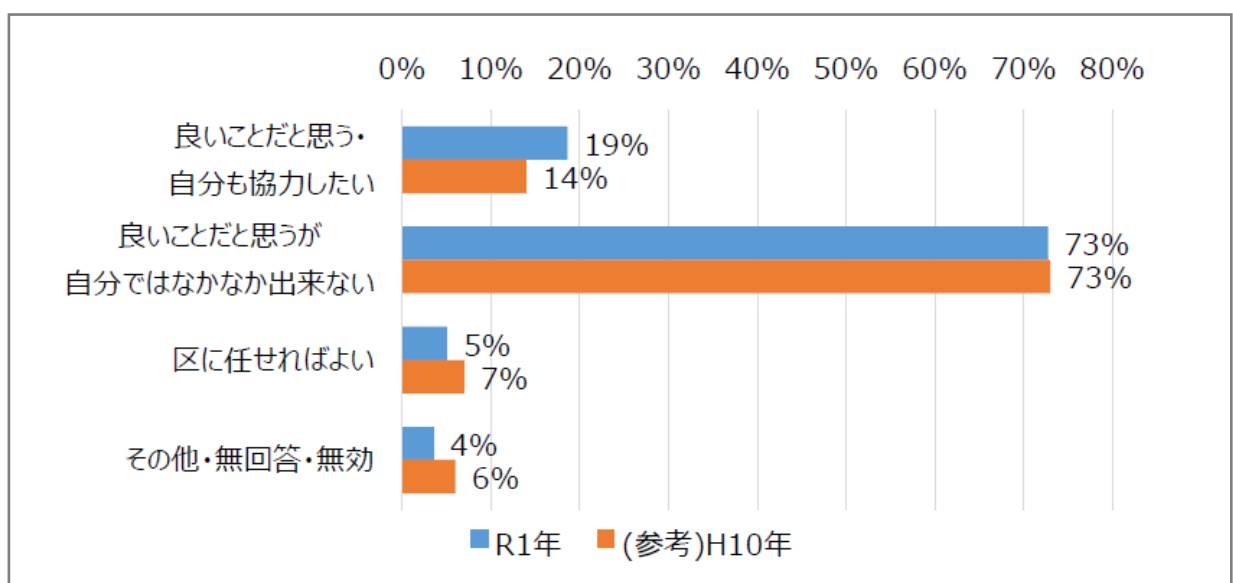
「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」では、公園や街路樹の緑に対しての清掃などの自主的な活動について、「しない」「ほとんどしない」の回答が8割以上を占め、「ほとんど毎日している」「たまにしている」のは1割程度となっています。同様に、地域の方が公園や街路樹の清掃や草取り、花の植え替えを行うことについて、「良いことだと思うが自分ではなかなか出来ない」と回答した人が73%と、個人で自主的に活動を行うことが難しいことが伺えます。

一方で、同様のアンケートを実施した平成10年度（1998年度）に比べて、「良いことだと思う・自分も協力したい」と回答する人が増え、「区に任せればよい」と回答する人が減少していることから、公園や緑地の管理への、地域住民参加の意識が高まっていることが分かりました。



※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」（令和元年（2019年））より

図-17：公園や街路樹の清掃などの自主的な活動の有無



※「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」（令和元年（2019年））より

図-18：地域住民が公園や街路樹の清掃や草取り、花の植え替えなどを行うことについて

(3) 公園運営の現況 **運営**

① 公園の占用状況

北区では、お祭りや学校行事などの催し物や撮影などで、区立公園を一時的に占用することが可能となっています。平成 29 年度（2017 年度）は年間 220 件の占用申請があり、町会・自治会や保育園・幼稚園・児童館など地域の行事から、映画や雑誌などの撮影まで、様々な目的で利用されています。

また、公園はお祭りなどの地域イベントの会場となることも多く、区民の交流の場となっています。

開催月	行事名	会場となる公園
2月	北マルシェ	飛鳥山公園
3月	北区さくら SA-KASO 祭り 元気で輪っしょい！桜ウォーク	飛鳥山公園 赤羽スポーツの森公園
4月	北区さくら SA-KASO 祭り 赤羽馬鹿祭り 区民植木市 浮間さくら草祭り	飛鳥山公園 赤羽公園 飛鳥山公園 浮間公園
5月	赤羽馬鹿祭り 北マルシェ	赤羽公園 赤羽公園
7月	北マルシェ	飛鳥山公園
9月	ASUKAYAMA MUSIC FES OTONOTAKI 北マルシェ トップアスリート直伝サッカー 教室	飛鳥山公園 赤羽公園 赤羽スポーツの森公園
10月	区民まつり	赤羽公園、飛鳥山公園、滝野川公園
11月	北マルシェ	飛鳥山公園
12月	北区無形民俗文化財「稲付の餅 搗唄」	赤羽自然観察公園（ふるさと農家体験館）

表 - 3 : 公園を会場とした北区的主要な行事（令和元年度（2019 年度））

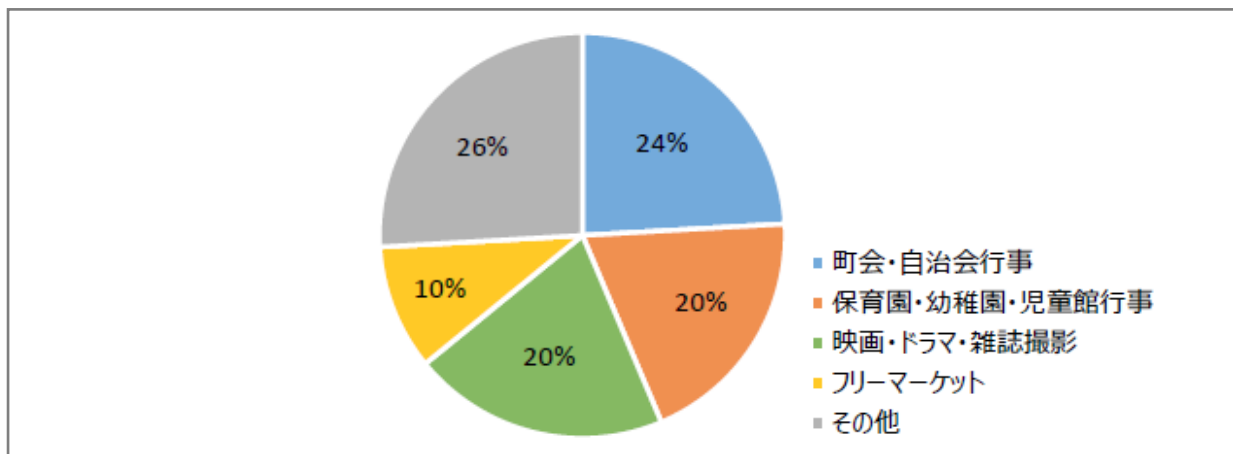
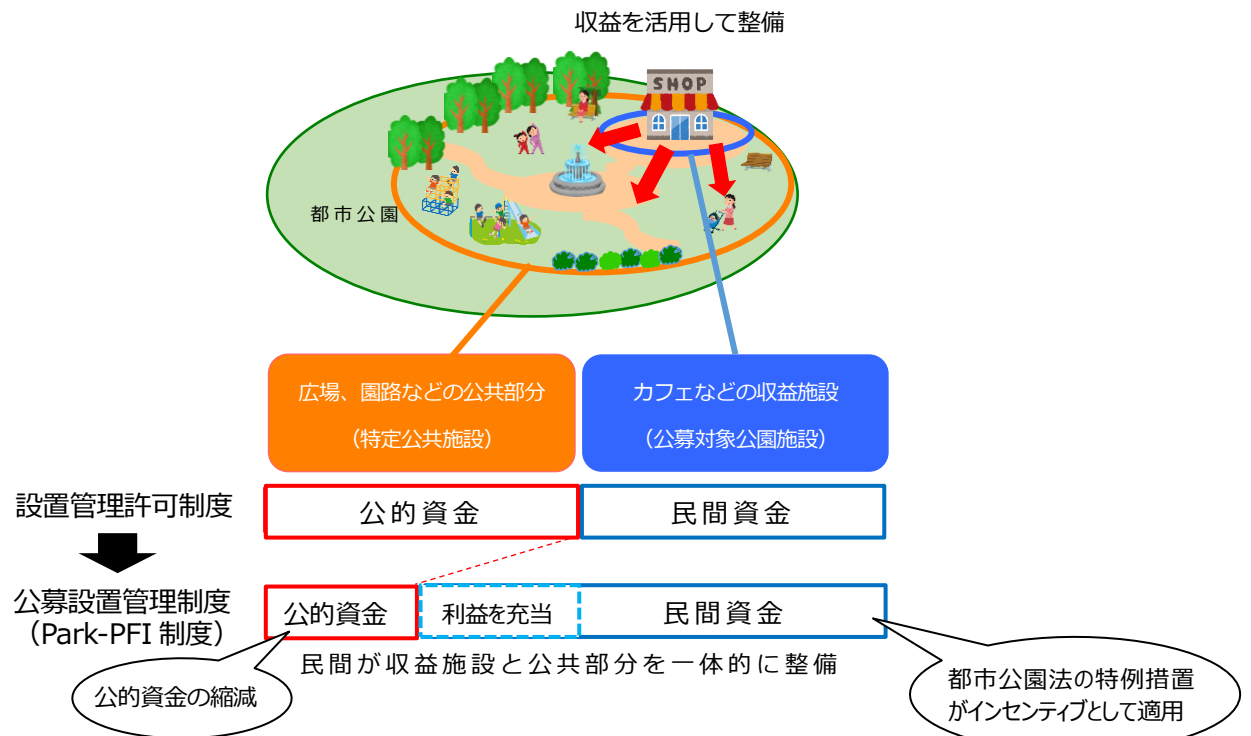


図 - 19 : 占用利用の内容（平成 29 年度（2017 年度））

② 民間活力を活かした公園運営

北区では、民間活力を生かし、柔軟な発想で公園運営を行うため、平成30年度(2018年度)にマーケットサウンディング調査*を実施しました。民間活力導入の可能性が高い公園として、飛鳥山公園などがあげられ、同公園では Park-PFI 制度の導入を推進しています。



出典：国土交通省 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン
(平成29年(2017年)8月)をもとに作成

図-20：Park-PFI のイメージ

コラム Park-PFI 制度と指定管理者制度

Park-PFI 制度とは、公募で選ばれた民間事業者が飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設を設置し、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う制度で、平成29年の都市公園法改正により新たに創設されました。

一方、指定管理者制度は、地方自治法に基づき、民間事業者の人的資源やノウハウを活用することで、サービスの向上、コストの縮減など、管理運営の効率化を図ることを目的とした制度です。一般的には施設整備を伴わず、公園全体の維持管理や運営を実施します。

③ 公園運営における地域住民参加

北区では、「花＊みどり」・やすらぎ戦略のひとつとして、道路・公園・駅前広場などの清掃や花壇・プランターの維持管理を区民と協働で実施しており、平成 17 年（2005 年）10 月に「北区美化ボランティア制度*」を開始しました。

公園で活動する美化ボランティアは、公園管理者と活動区域を決めて日常的な散乱ゴミの清掃や植栽の維持管理を行っています。区は、花苗や園芸・清掃用具の提供のほかボランティア保険加入、腕章の配布、活動表示板の設置などの支援を行っています。



美化ボランティアによる花壇管理

また、西ヶ原みんなの公園では、ビオトープ*内の管理や植生調査、休日にはビオトープを開放し、ビオトープの解説などを行っています。赤羽自然観察公園では、様々なボランティア団体が活動を行っており、定期的に、活動団体による運営会議を実施しています。



赤羽自然観察公園で活動する「ビオトープの会」、「赤羽自然観察公園ボランティアの会」

4 区民の公園利用に関する意見

アンケートから、区民の多くが公園の「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」への不満が多く、公園の「清潔感、快適性」を重要視していること、また、遊具や緑、休憩施設の充実を求めていることがわかりました。

公園利用アンケート

<調査概要>

時期：平成29年（2017年）8月～10月

対象：「表-4：調査の対象」参照

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
公園	各公園にて調査員によるヒアリング	453	453	100.0%
保育園	配布回収	2,030	969	47.7%
小学校	配布回収	1,962	1,871	95.4%
地域振興室	配布回収	570	280	49.1%
図書館	配布回収	750	92	12.3%
高齢者食事会	配布回収	1,100	868	78.9%
合計		6,865	4,533	66.0%

表-4：調査の対象

<公園利用アンケート集計結果概要>

公園の利用頻度

公園を週に1回以上利用する人は、全体の半分以下となっています。なお、高齢者食事会からの回答では、「それ以下」が多くなっており、「自由回答」などの傾向から、体力的な理由で公園を利用しない人が多く見られます。

公園へ行く際の移動手段

「徒歩」と「自転車」の回答が多くなっています。特に、保育園の回答では、子どもや遊び道具・オムツ・飲料水・お着替えなどの荷物もあることから、「自転車」での利用が多くなっている傾向があります。

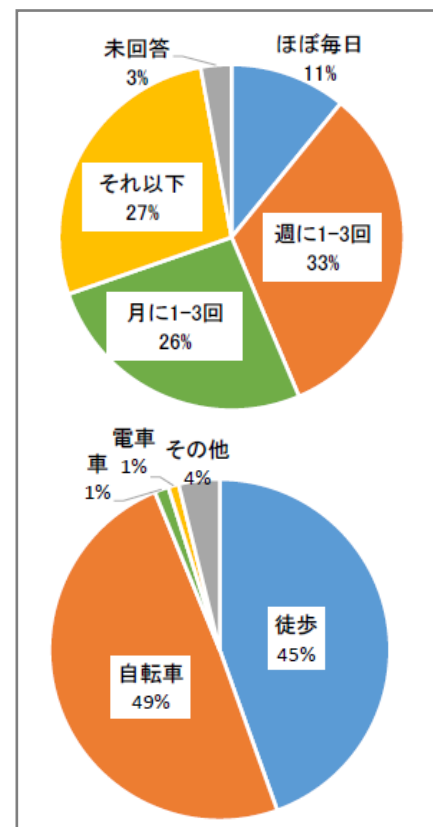


図-21：公園の利用頻度と移動手段

誰と行くことが多いか

「友人」が比較的多くなっています。また、公園利用者からの回答では、「その他」が多くみられました。

何をする場所か

回答者の属性により異なる傾向にあり、「子どもとのふれあい」や「遊び」は、保育園、小学校、地域振興室の回答で多く、子どもの遊び場としての公園の役割がうかがえます。「運動、健康維持」は、高齢者食事会や図書館の回答で多く、回答者の年齢層が比較的高いことから、健康増進の場としての役割がうかがえます。

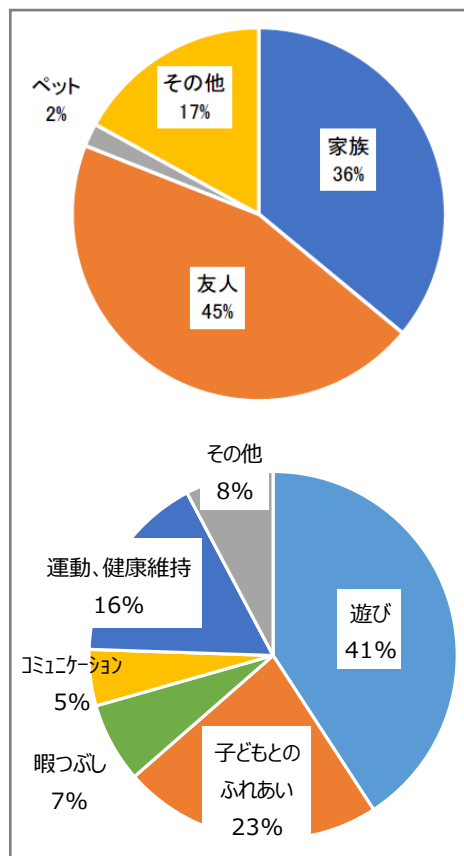


図 - 22 : 公園と一緒に行く人と目的

欲しい施設

回答者の属性により異なる傾向にあり、「遊具」は、保育園、小学校、地域振興室の回答で多く、具体的にはブランコ、（長い）滑り台などの設置型遊具の他に、ボールや縄跳びなどの遊具の貸し出しを求める意見があがりました。また、小学校の回答ではアスレチックを求める声が多く見られました。

「休憩施設」は、公園利用者、図書館、高齢者食事会の回答で多く見られました。

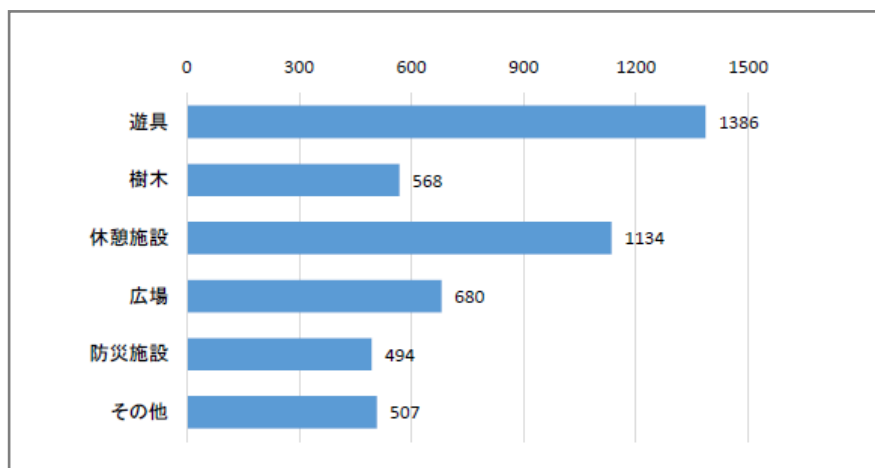


図 - 23 : 欲しい施設

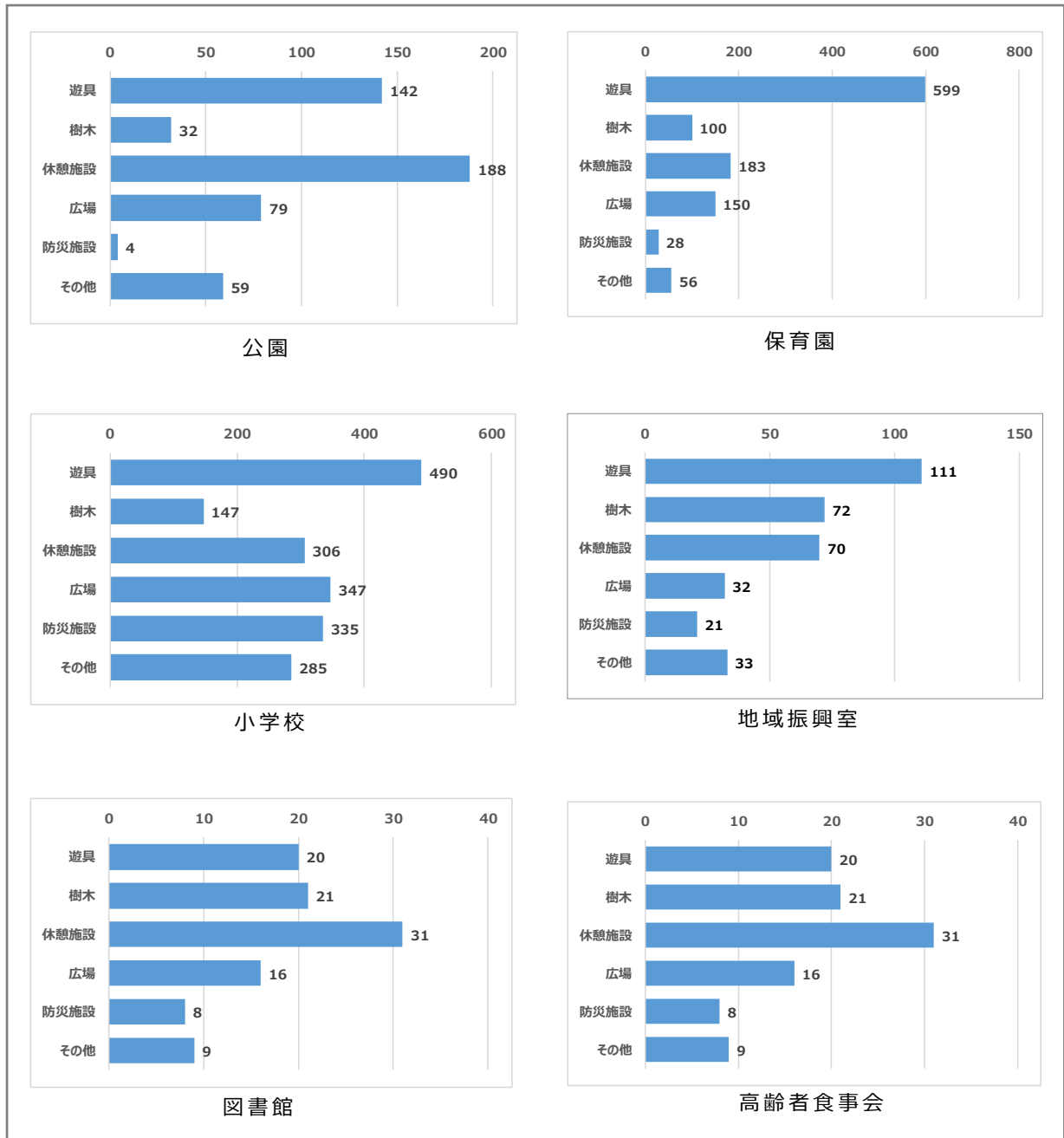
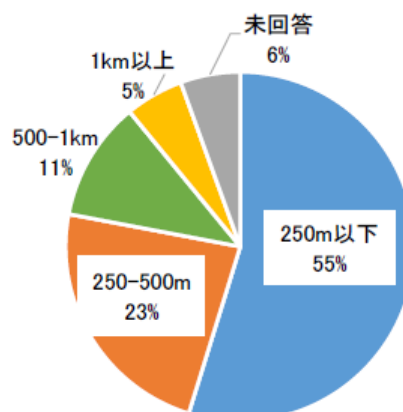


図-24：欲しい施設（回答の施設別）

最も頻繁に行く公園と自宅の距離

「250m以下」が多くなっています。なお、保育園、地域振興室、図書館、高齢者食事会の回答では、「250-500m」との回答も多く見られました。



最も利用する時間帯

回答者の属性により異なる傾向にあるものの、「午後(13:00-16:00)」の利用が多くなっています。

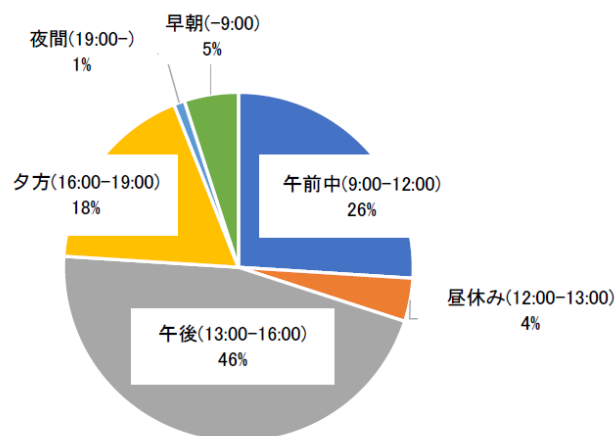
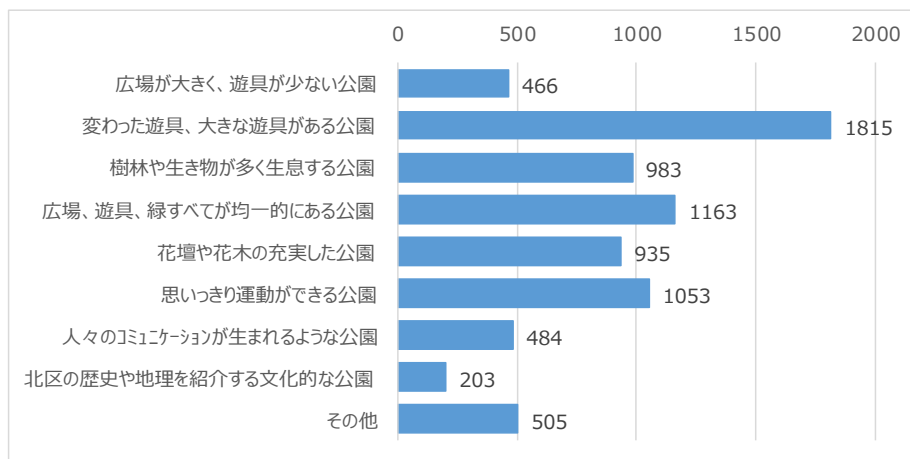


図 - 25 : 公園と自宅の距離と最も利用する時間帯

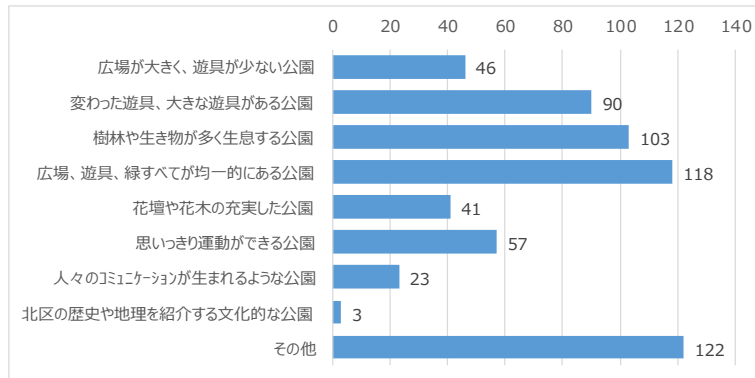
魅力的な公園

回答者の属性により異なる傾向にありました。「広場、遊具、緑」や「変わった遊具」は保育園、小学校、地域振興室、図書館での回答が多く、児童の遊び場としてのニーズが高いことが分かります。特に、小学校の「自由回答」では、アスレチックについての記載が多く見られ、冒険遊具への関心が高いことが分かります。

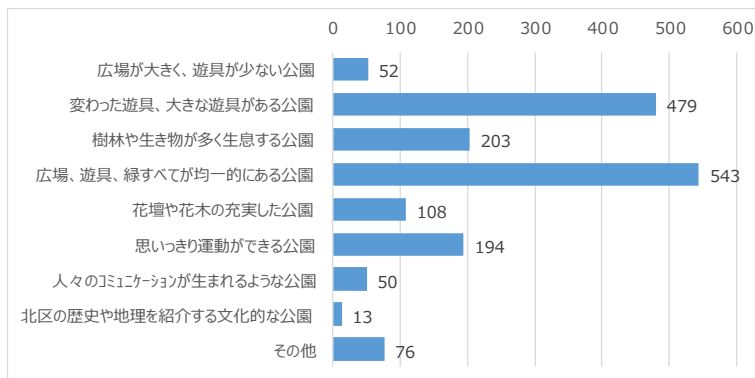
また、高齢者食事会、図書館などの回答で、「花壇や花木」、「樹林や生き物」に対する意見も見られており、公園に自然を感じられる場としての魅力を求めていることが分かります。



全体



公園



保育園

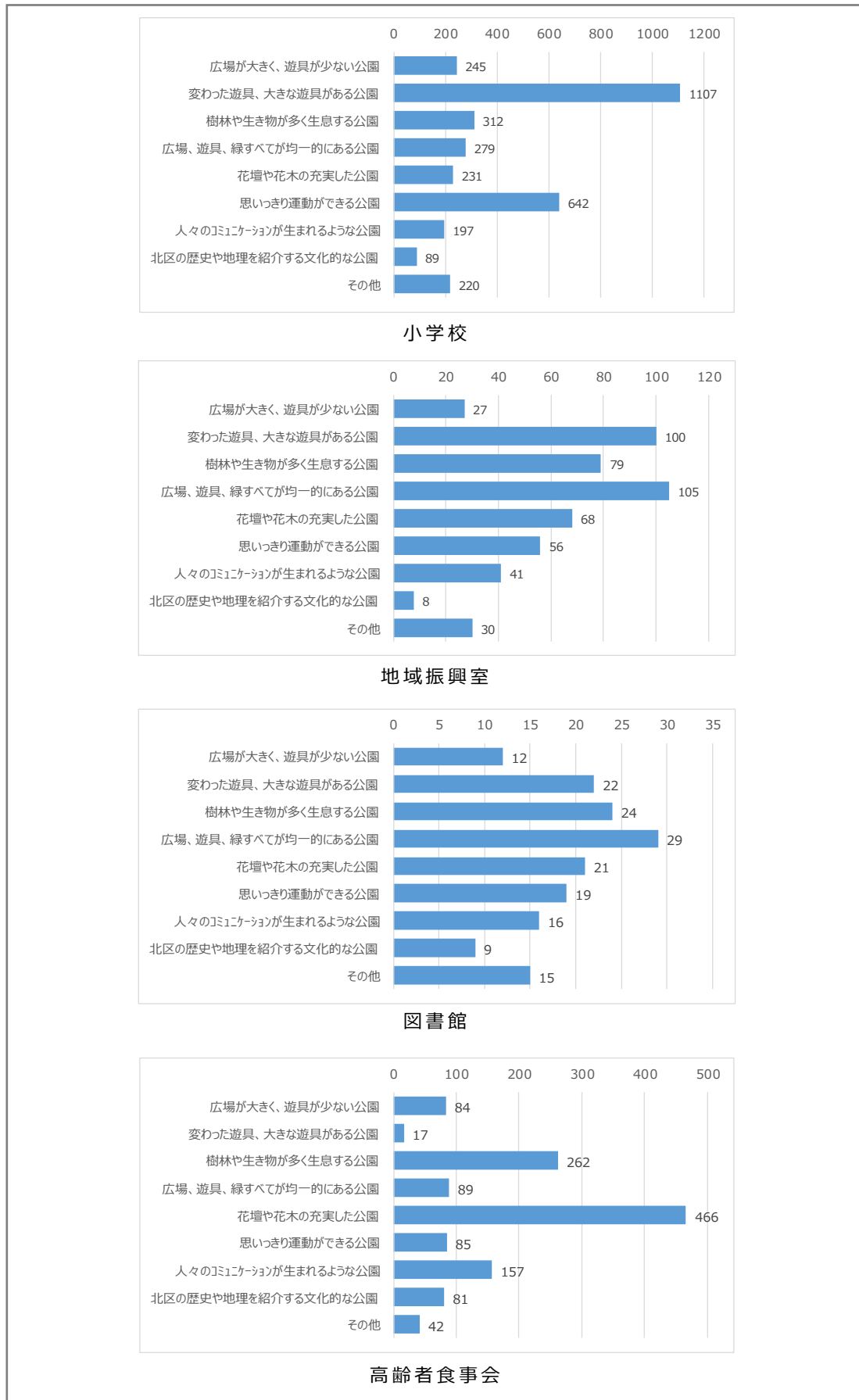


図 - 26 : 魅力的な公園 (全体・回答の施設別)

満足度

各施設の回答で「近さ、アクセス性」に関して、満足度が高くなっています。また、公園利用者からは、「清潔感、快適性」、「緑、樹木、草花など」、「治安の良さ、防犯性」に関する一定の満足度を得られています。

一方、多くの施設の回答から、「施設（トイレ、遊具など）の新しさ」と「ボール遊び」について評価が低いことが分かりました。さらに、高齢者食事会では、「ペットの散歩」について評価が低く、「自由回答」などでもドッグラン* についての要望があることから、ペットとの利用についてのニーズが高いことが分かります。

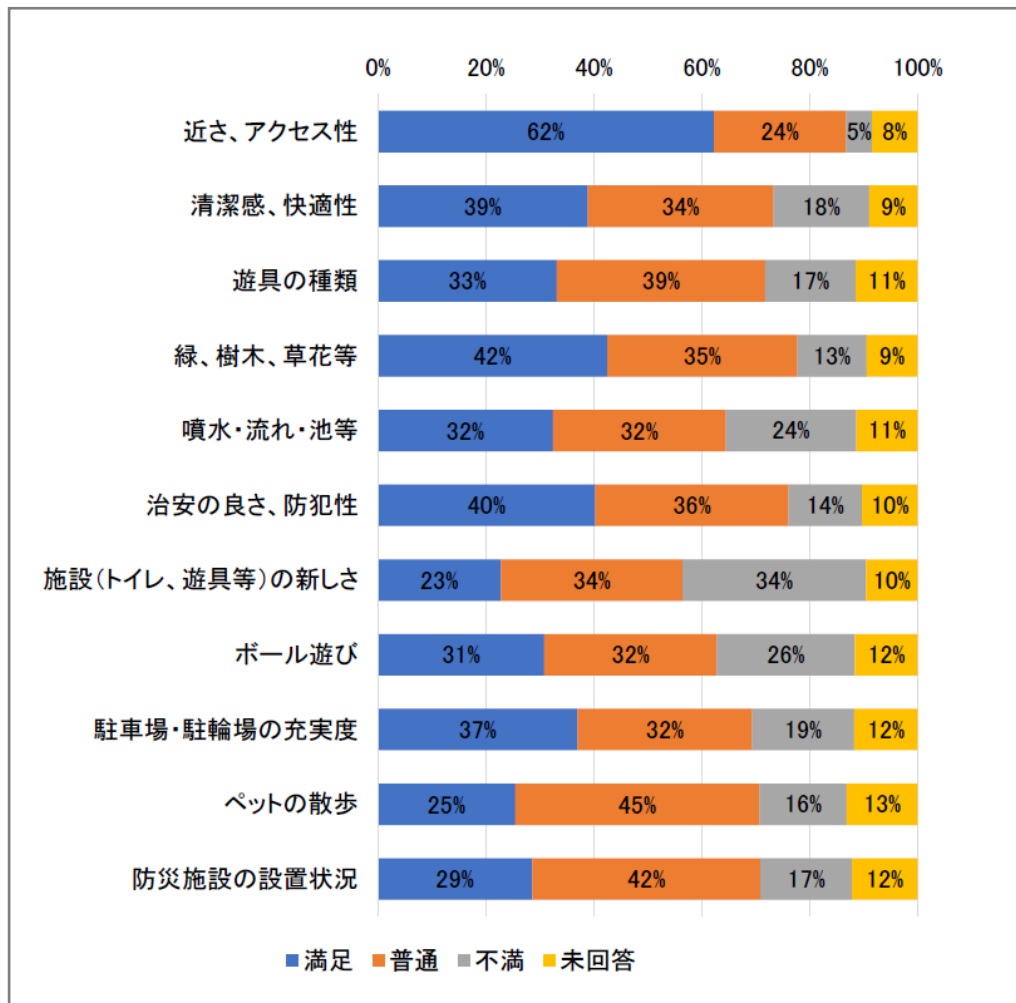


図 - 27 : 公園の満足度

重要視している事

「清潔感、快適性」についての回答が最も多くなっています。「自由回答」などにおいても、ゴミの散乱、トイレの汚れ、喫煙スペース、ペット（散歩・糞尿）への不満が多く見られました。同様に、「近さ、アクセス性」についての回答も多くなっています。

また、保育園などの回答を中心に、「遊具の種類」への意見が多く、「月齢にあった遊具が欲しい」などの具体的な意見も見られました。このことから、対象年齢を考慮した遊具選定の必要性が伺えます。

さらに、高齢者の回答では、「緑、樹木、草花など」についての回答も多く見られました。

■重要視していること

- 1位：清潔感、快適性
- 2位：近さ、アクセス性
- 3位：治安の良さ、防犯性
- 4位：遊具の種類
- 5位：防災施設の設置状況

自由意見

回答者の属性により異なる傾向にあるものの、安心・安全で快適に利用できる公園への意見が多く、代表的なものとして、施設管理では、「トイレや公園内の清掃」、「ベンチや遊具の更新」、小学生は、「アスレチックの要望」が高いことがうかがえます。

利用者や近隣住民に関する意見としては、「利用者マナーが悪い（猫へのエサやり、ペットの散歩、ゴミの散乱）」、「不審者」などがあげられています。

また、アスレチックやドッグランの整備、ボール遊びが出来る公園がほしいとの意見が多くあがりました。

- | | |
|-----------------|------------|
| ■施設管理に関する要望 | ・・・約 300 件 |
| ■アスレチックに関する要望 | ・・・約 150 件 |
| ■ドッグランの整備に関する要望 | ・・・約 50 件 |
| ■ボール遊びに関する要望 | ・・・約 100 件 |
| ■利用者や近隣住民に関する意見 | ・・・約 200 件 |

※アンケートの自由意見 約 1,500 件から抽出（複数意見含む）

地形・エリア別の意見と傾向

共通して、緑や花などの自然、遊具、広場、休憩施設などを求める声が多くあがりました。

台地は中高齢者の利用が多く、満足度も高い傾向にあります。低地は子育て世代の利用が多く、自然や変わった遊具への要望が多い傾向にあります。

	台地	低地
赤羽 エリア	中高齢者の利用が多く、地域コミュニティの場としての活用が求められている。	公園が少なく、公園施設として、遊具、広場、緑、花を求める声が多い。
王子 エリア	中高齢者の利用が多く、公園に対する満足度も比較的高いが、文化的な充実、休憩施設を求めている。	子育て世代から樹木、花、生きもの、自然を求める声が多い。休憩施設の要望も多い。
滝野川 エリア	子育て世代で、公園をよく利用している人が多く、遊具や緑を求める声が多い。	子育て世代が多く、子どもとのふれあいができる広場、遊具、緑、花を求める声が多い。

表 - 5 : 地形・エリア別の意見と傾向

世代別の意見と傾向

子どもは公園に変わった遊具や大きな遊具などを求めている一方、高齢者は花壇や花木などの自然を求める声が多い傾向にあります。

	公園の利用目的	魅力的な公園
子ども	遊び	変わった遊具、大きな遊具がある公園
子育て世代	子どもとのふれあい	広場、遊具、緑すべてが均一的にある公園
高齢者	運動、健康維持	花壇や花木の充実した公園

表 - 6 : 世代別の意見と傾向

5 公園の課題

前項までの北区の現況から、以下のような公園の課題があげられます。

(1) 公園整備における課題 **整備**

● 公園面積の増加

令和元年（2019年）時点の一人当たりの公園面積は2.3㎡/人であり、『北区緑の基本計画2020』で掲げる、令和11年（2029年）の目標値より0.2㎡/人不足しています。北区では、令和10年（2028年）まで人口増加が予想されていることから、今後とも、公園面積を増やしていく必要があります。

また、北区の公園は、規模の大きい公園が少ない地区や、公園そのものが不足する地区があるなど、地区によって公園の配置に偏りがあります。全ての区民にとって公園が身近な存在となり、その機能を十分に受けられるよう、地区ごとにおける公園配置状況の偏りを解消する必要があります。

● 公園機能の適正配置化

北区にはボール遊びのできる広場や水遊び施設など、さまざまな機能をもった公園があります。しかし、機能によっては、配置に偏りがあり、特定の機能を利用しづらい地域も存在します。全ての区民が、様々な公園利用ができるよう、公園機能の偏りを解消する必要があります。

● 多様な利用に対応する公園づくり

公園利用アンケートによると、公園の利用目的は世代によって異なっていることが分かりました。また、北区では令和11年（2029年）以降、少子高齢化がより進行するとされており、バリアフリーの重要性や健康遊具への需要が増していくことが予想されます。一方、北区の外国人人口は増加傾向が続き、総人口における外国人人口の割合は年々高くなると見込まれています。このような状況を踏まえ、区民がそれぞれのライフスタイルや価値観によって訪れる公園を選べるよう、それぞれの公園の持つ役割（公園タイプ）を明確化し、その役割に沿った公園整備を進めていく必要があります。

- **防災および減災に寄与する公園づくり**

『東京都北区地域防災計画（平成30年度（2018年度））』では、都市の防災機能を高めるためには、公園・未利用地・水路など様々な空間を利用して防災ネットワークを形成する必要があるとされています。公園に持たせるべき防災・減災機能は、木造住宅密集地域ではオープンスペースが重要な役割を果たすなど地域の特徴により異なります。そのため、地域の特徴にあわせた防災・減災に寄与する公園整備を、防災まちづくり事業と連携し、進めていく必要があります。

- **地球環境の保全に寄与する公園づくり**

公園は野生生物の生息地（ハビタット）*として貴重な役割を果たしています。さらに、公園内の緑を保全することは、気候変動を緩和することにもつながります。こうした公園の機能を活かしていくため、生物多様性に配慮した植栽や緑化の推進を行う必要があります。

(2) 公園管理における課題 **管理**

● **公園施設の清潔感・快適性の向上**

公園利用アンケートによると、公園利用者は公園の清潔感・快適性を重要視しており、特にトイレの汚れについて不満を持つ人が多くいることがわかりました。公園を区民にとってより訪れたい場とするためには、公園施設の清潔感や快適性を向上させる維持管理手法を検討する必要があります。

● **公園利用者の安心・安全の確保**

北区では、設置から30年以上経過している公園が7割を超えています。計画的に再生整備や公園施設の補修・更新を行っているものの、特に児童遊園については、公園施設の老朽化が進んでいるものもあります。公園施設の老朽化に起因する事故の発生を防ぎ、公園利用者が安心・安全に利用できる公園づくりを実現していくため、施設の老朽化対策を進める必要があります。

(3) 公園運営における課題 **運営**

● 地域住民を交えた公園づくり

新たな公園整備や公園の再生整備の際には、地域住民を交えた意見交換などを行うワークショップなどを実施してきましたが、公園設計に関する内容が主となっており、公園の利用ルールやマナーなどについて地域住民と意見交換を行う場が不足していました。多くの区民が気持ちよく公園を利用するには、開園後の公園運営においても地域住民参加を促進し、地域特性に応じた公園の利用ルールの設定や、マナーへの意識向上を図る必要があります。

● 公園管理における地域住民参加の推進

「北区緑の基本計画改定に関する区民意識調査」によると、以前に比べ、公園管理における地域住民参加の意識が区民の中で高まっています。しかし、実際に活動に参加できている区民は1割程度となっています。そのため、町会・自治会など地域の方々などと連携し、区民が活動に取組みやすい仕組みや環境を整えることで、公園管理における地域住民参加の拡大を図る必要があります。

● 人を呼び込む魅力ある公園づくり

北区は公園敷地内や周辺に歴史・文化資源が豊富に存在しており、アクセス性の良い公園が複数存在しています。多くの人に利用される公園とするためには、これらのポテンシャルを踏まえ、民間活力導入を含めた、人を呼び込む施策の展開が必要です。

なお、今後地域の資源や特徴をふまえて公園づくりや民間活力導入を進めていくにあたっては、個性を活かし、それぞれの公園の差別化を図るため、公園整備の目指す姿（コンセプト）を検討する必要があります。

第 3 章
理念と目標



第3章 理念と目標

1 基本理念

にぎわいを生み・くらしを豊かにする 魅力ある公園

北区は、下町風情を感じる商店街、由緒ある桜の名所、荒川をはじめとする4つの河川の水辺など、たくさんの「くらしやすさ」を持っています。

区民が愛着を持って利用してもらえる公園づくりには、こうした北区の資源と公園を連携させ、北区ならではの個性的な公園を作っていく必要があります。北区ならではの個性的な公園は、区内だけでなく区外の人々にも北区の魅力を発信するツールとなり、まち全体のにぎわいや活力を生み出すきっかけになります。

また、公園は、環境保全、レクリエーション、景観形成、防災などの多面的な機能を持っています。公園がより多くの人々にとって使いやすく楽しい空間となれば、新たな交流が生まれ、人々のくらしもより豊かになることが期待されます。

北区の公園が区民にとって愛着ある魅力的な空間となり、まち全体のにぎわいや活力、人々の交流やくらしの豊かさをもたらすことを目指して、この基本理念を掲げます。

2 基本目標

北区の公園が、区民にとって愛着のある魅力的な空間となるために、「整備」「管理」「運営」の指針として目指すべき3つの公園の姿を基本目標として掲げます。

基本目標Ⅰ 誰もが使いやすい身近な公園

北区には、様々な年齢・身体機能・言語や生活習慣をもつ人々が暮らし、ライフスタイルや価値観も多様化しています。今後は人口構成の変化が予想されており、公園利用者の多様化が進んでいくことが考えられます。

そうした中で、より多くの方々が気持ちよく公園を利用していくためには、それぞれのライフスタイルや価値観によって利用する公園が選べる環境を整えていく必要があります。

これからの北区の公園は、より多くの方々にとって使いやすく、くらしの一部として利用したくなる身近な公園を目指していきます。

基本目標Ⅱ 安全で快適なやすらげる公園

北区では、多くの公園が設置から30年以上経過しており、更新や改修を行っているものの、公園施設の老朽化が進み、安全性の向上が課題となっている公園も見られます。また、公園は、災害などの非常時には防災・減災などの役割を發揮し、わたしたちの生活を守っています。

そのため、公園を安全でやすらげる場所とするためには、公園施設を清潔・快適なものとしていくとともに、防災・減災機能を強化していく必要があります。

これからの北区の公園は、人々にとって安心して快適に利用できる場となると同時に、周辺地域の安心・安全な環境づくりに貢献する場となることを目指していきます。

基本目標Ⅲ 個性豊かな楽しい公園

北区には、日本最初の都市公園に指定された飛鳥山公園や、自然の回復に取り組む赤羽自然観察公園など歴史や自然において価値のある公園が整備されてきました。

公園が区民にとって愛着のある場所となり、まち全体ににぎわいを生み出すきっかけとなるためには、四季折々の植栽や鉄道ビュースポットなど、北区ならではの地域資源を活用し、個性豊かな公園づくりを行う必要があります。

これからの北区の公園は、「北区ならではの」個性をもった公園として生まれ変わり、区外からも人を呼び込める場として、訪れた人が「楽しい」「また来たい」と感じるような公園を目指していきます。

第 4 章
基本方針



第4章 基本方針

1 目標の実現に向けた取組み

前章で定めた基本目標を実現させるため、「整備」「管理」「運営」すべてを踏まえた公園づくりを進めていきます。

「誰もが使いやすい身近な公園」を実現していくため、それぞれの価値観にあわせて訪れる公園を選択できるよう、メリハリのある公園整備を推進していきます。また、ユニバーサルデザインの導入や公園の利用ルールの見直しを行うことで、より多くの方々にとって使いやすい公園づくりを推進します。

「安全で快適なやすらげる公園」を実現していくため、公園施設の清潔感や安全性の確保や、災害発生時の機能強化、周辺の自然環境への配慮といった適切な管理を行います。特に公園のトイレは、公園を訪れるうえで重要な判断材料となります。このため、公園トイレの更新や利用者に配慮した設備の導入を行うことで、より多くの方々快適に、安心して利用できる公園づくりを推進します。

「個性豊かな楽しい公園」を実現していくため、訪れた人が「楽しい」「また訪れたい」と感じるような、個性豊かな公園づくりを推進していきます。また、桜の名所や区内を流れる4つの河川、鉄道のビュースポットなどの地域資源を活用することで、こうした北区の資源と公園を回遊して楽しめる整備や運営を行い、「北区ならではの公園づくり」を推進します。さらに、Park-PFI 制度や指定管理者制度などの新たな制度を取り入れていくことで、民間事業者のノウハウを活かした公園づくりを進め、人々が訪れたい魅力的な公園を増やしていきます。

こうした公園づくりを推進していくため、基本目標ごとに基本方針を掲げ、中でも優先的に進めるべき取組みは【重点方針】として位置づけ、実現に向けて取り組んでいきます。

<本構想における「整備」「管理」「運営」（再掲）>

整備

公園の新規整備、再生整備といったハード的な取組み。

管理

単体の公園施設における維持補修や点検、更新、撤去など、ハード的な取組み。

運営

イベント実施や情報発信、住民参加や公園の利用ルール・マナーに関することなど、ソフト的な取組み。

「基本目標Ⅰ 誰もが使いやすい身近な公園」

— 基本方針 —

◆ 多様な主体の創意工夫による公園の活用【重点方針】

民間事業者をはじめとする、多様な主体が公園づくりに関わることで、様々な視点や柔軟な発想を取り入れた、より多くの方々にとって気持ちよく使いやすい公園づくりを推進していきます。

また、区民との協働による新たな公園運営の仕組みをつくることで、区民にとってより身近な公園としていきます。

◆ 計画的な公園整備の推進

公園の整備や、老朽化した公園の再生整備については、周辺地域のまちづくりとあわせて、計画的に実施していきます。

さらに、工場跡地や国公有地などの土地利用転換、まちづくり事業に合わせて公園や児童遊園の整備を推進することで、長期的には、都市公園法における住民1人当たりの都市公園の敷地の標準面積である、5㎡/人の確保を推進していきます。なお、整備にあたっては、公園や緑地の配置のばらつきの解消にも留意します。

◆ メリハリのある公園整備

高齢者や障害者、外国人など、より多くの方々にとって利用しやすい公園となるよう、全ての公園・児童遊園において、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点をふまえた公園づくりを推進していきます。

さらに、障害者施設に近接した公園や、公園面積が2ha以上の比較的大きい公園は、インクルーシブ遊具の整備を推進していきます。また、公園面積が2ha未満の比較的小さい公園では、地域特性や地域住民の意見を踏まえて「憩い、やすらぎ」、「遊び」、「運動・健康づくり」、「自然・歴史」の4つの中から最適な利用テーマを設定し、利用テーマに合わせた施設の整備を推進していきます。

利用テーマ	施設例
憩い、やすらぎ	東屋、花壇、緑陰を活かしたベンチなど
遊び	ボール広場、幼児・児童用遊具など
運動・健康づくり	広場、健康遊具など
自然・歴史	樹林、水辺、湧水、歴史・文化資源など

表－7：利用テーマと施設例

「基本目標Ⅱ 安全で快適なやすらげる公園」

— 基本方針 —

◆ トイレの快適性の向上【重点方針】

より多くの方々が快適に利用できるトイレとなるよう、設備や機能性の充実を図り、トイレ更新時には汚れにくい素材を導入するなど、より快適なトイレ環境を整えます。また、管理運営への民間活力の導入などを行うことで、トイレの清潔感の向上を目指します。

◆ 防災・減災機能の強化

公園の役割の一つである防災・減災機能を強化するため、避難場所やいっとき集合場所など防災上の指定がされている公園では、避難用オープンスペースの確保や延焼防止のための防火植栽*の充実を推進します。また、公園全体においては、透水性舗装*や浸透柵、外周植栽の導入を推進し、減災機能の強化を図っていきます。さらに、木造住宅密集地域では、防災まちづくりの事業と連携した公園整備を推進していきます。

分類	位置づけ	主な設備
避難場所	火災から一定時間身を守るための場所	オープンスペース、防火植栽、防火貯水槽、災害備蓄倉庫、かまどベンチ、災害用トイレ、災害用井戸 など
いっとき集合場所	避難時の待ち合わせなどに使う場所	オープンスペース、防火植栽 など

表－8：防災上の位置づけ

◆ 自然環境に配慮した公園づくり

区内の緑のネットワーク*を考慮しながら、河川や崖線など、周辺の自然環境に配慮した公園整備・管理を行うことで、公園が市街地における緑の拠点となるよう緑化を推進していきます。

また、生きものの生息環境、周辺の地域環境に配慮した管理を進めるとともに、樹木の育成に配慮した植栽管理を行うことで、緑のうるおいが感じられる公園を目指します。

◆ 公園施設の安全性の向上

『北区公園施設長寿命化計画』に基づき、計画的な維持管理を行うことで、補修費と更新費の平準化を図ります。さらに、公園施設の更新時に、耐用年数の長い素材や管理しやすい構造などの導入を行うことで、安全性の向上と清潔感の維持の両立を目指します。

「基本目標Ⅲ 個性豊かな楽しい公園」**— 基本方針 —****◆ 地域資源を活かした個性ある公園づくり【重点方針】**

地域の歴史や文化、景観資源を活かして、北区ならではの個性ある公園として整備するとともに、それぞれ特徴ある運営を推進していきます。

また、区外からも人々が訪れる公園については、公園の特性に応じたコンセプトを設定し、そのコンセプトにもとづいた整備を推進していくことで、公園の個性をより高めていきます。

さらに、Park-PFI 制度や指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用した多彩な発想による公園整備・運営を推進することで、さらなる公園のにぎわいを創出していきます。

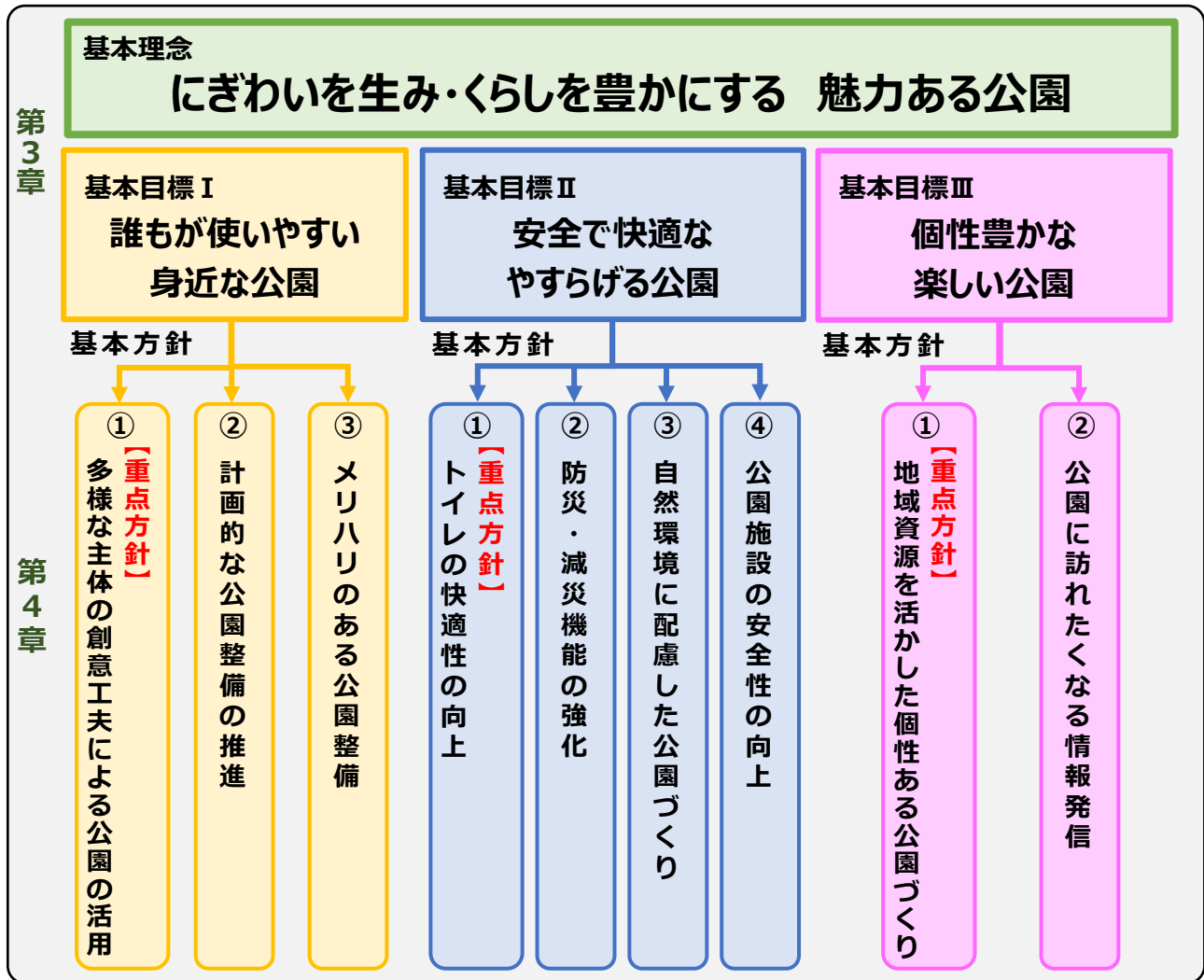
◆ 公園に訪れたいくなる情報発信

公園の歴史や文化、見どころ、活動内容などについて楽しく分かりやすく情報を発信することで、公園を知るきっかけを作り、来園者の増加を図ります。発信方法についても HP やガイドブック、北区アンバサダー*との連携など様々な手法を用いることで、区内外の幅広い年代に向けて発信していきます。

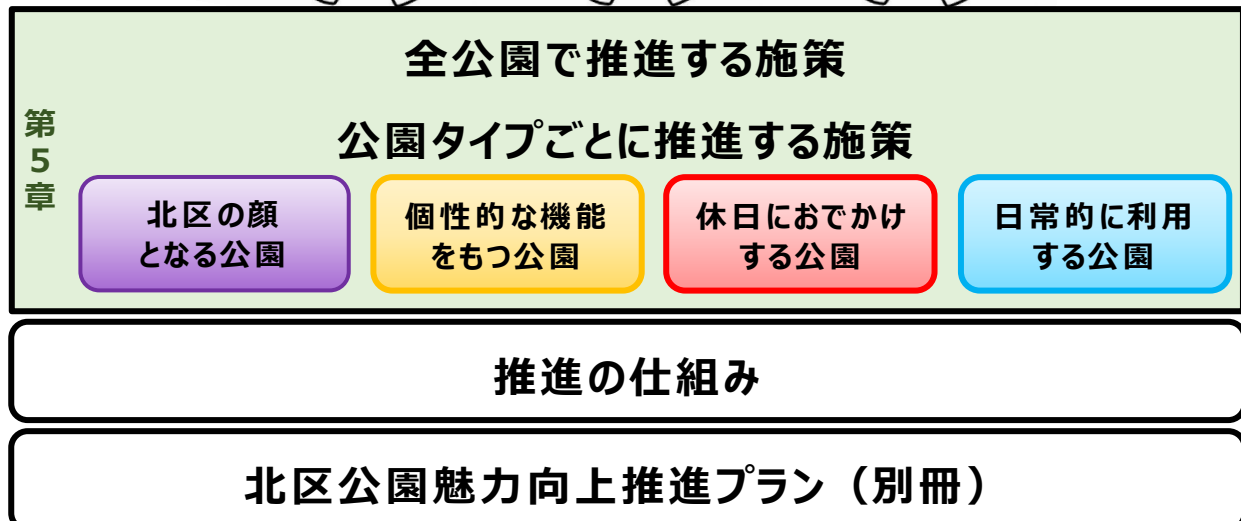
また、フォトスポットなどの整備や紹介を行うことで、公園を訪れた人自身が、その魅力を発信したくなる公園づくりを推進していきます。

2 構想の体系図

構想の全体像を体系図としてまとめました。



魅力ある公園づくりの視点から展開



第 5 章
施策の展開



第5章 施策の展開

1 施策の展開の考え方

北区の公園の規模・立地・機能は様々です。そのため、全公園で共通して実施していくべき施策もあれば、公園の規模や立地などによって実施する公園を分けるべき施策もあります。

ここでは区内の公園を規模・立地・機能によって4つに公園タイプを分け、それぞれの公園タイプの役割に合わせ、「整備」「管理」「運営」を踏まえた施策を推進していくこととします。

北区の顔となる公園【タイプ1】

北区の観光スポットのひとつとなって区内外の人々に北区の魅力を広く発信する公園。訪れた人が公園だけでなく、音無緑地や醸造試験場跡地公園といった、北区の複数の場所を回遊し、街のにぎわいや経済効果を創出することを目指します。



図-28：北区の顔となる公園

配置目標

北区に1カ所、北区を代表する産業遺産や鉄道といった北区の特徴的な観光資源を有する公園を配置します。

対象公園

飛鳥山公園



飛鳥山公園

個性的な機能をもつ公園【タイプ2】

自然、歴史、スポーツといった公園の特定の機能により磨きをかけた、区内でオンリーワンの個性的な機能をもつ公園。

区内全域から区民が訪れ、訪れた人が同一の機能をもつ周辺資源を回遊することで地域のにぎわいを創出することを目指します。



図-29：個性的な機能を持つ公園

配置目標

赤羽・王子・滝野川の3地域にそれぞれ1か所程度、近隣公園以上の規模の公園とし、区民が訪れやすい駅近もしくは駐車場を持つ公園を配置します。面積の基準を満たす公園がない地区については、その地区の中で、規模などが基準に近い公園を位置づけます。

対象公園

赤羽自然観察公園・赤羽スポーツの森公園（赤羽地域）、
名主の滝公園（王子地域）、
滝野川公園（滝野川地域）



赤羽自然観察公園



赤羽スポーツの森公園



名主の滝公園



滝野川公園

休日におでかけする公園【タイプ3】

一定規模以上の敷地にしか設置できないレクリエーション施設や広場施設、スポーツ施設を有する公園。

地区内の人々が普段より少し足をのびして訪れ、訪れた人が大きな広場でくつろいだり、大きな遊具や水施設で遊んだりできる場となることを目指します。



図-30：休日にお出かけする公園

配置目標

7地区にそれぞれ1か所程度、近隣公園以上の規模の公園とし、大きな広場や遊具、水施設を持つ公園を配置します。面積の基準を満たす公園がない地区については、その地区の中で、規模などが基準に近い公園を位置づけます。

なお、対象とする公園は、今後の整備開園に応じて各地区で追加していきます。

対象公園

新河岸東公園（浮間地区）、
 桐ヶ丘中央公園・清水坂公園・（仮称）赤羽台けやき公園（赤羽西地区）、
 北運動公園（赤羽東地区）、中央公園（王子西地区）、豊島公園・堀船公園（王子東地区）、
 西ヶ原みんなの公園（滝野川西地区）、田端新町公園（滝野川東地区）



新河岸東公園



清水坂公園



西ヶ原みんなの公園

日常的に利用する公園【タイプ4】

近所の人々が日常的に利用する、区民にとって最も身近な公園。

限られた敷地面積で効果的に公園の機能を発揮するため、機能を絞り、地域内の公園同士で機能を分担することで、区民がそれぞれの年齢、趣味、身体機能や生活習慣などに合わせて利用する公園を選べるようになることを目指します。

配置目標

250mを誘致距離とし、比較的面積の小さな公園（2ha 未満）および児童遊園を配置します。

対象公園

タイプ1～3以外の公園・児童遊園

利用イメージ



【対象公園例】
 ・赤羽台公園
 ・赤羽台さくら並木公園
 ・袋町公園 など

利用テーマ①憩い、やすらぎ
 木陰や広場を活かし、地域住民や働く人々がゆっくりやすらげる公園



【対象公園例】
 ・志茂四丁目児童遊園
 ・堀船公園
 ・田端公園 など

利用テーマ②遊び
 広場や遊具などを配置し、子どもたちの遊びに寄与する公園



【対象公園例】
 ・北赤羽駅高架下児童遊園
 ・東十条二丁目高架下児童遊園
 ・浮間二丁目西児童遊園
 ・北谷端公園
 ・柳田公園
 ・田端台公園 など

利用テーマ③運動・健康づくり
 ウォーキング、ボール広場や健康遊具などで体を動かせる公園



【対象公園例】
 ・醸造試験所跡地公園
 ・白山堀公園
 ・豊島馬場遺跡公園
 ・浮間つり堀公園 など

利用テーマ④自然・歴史
 自然や歴史・文化資源を保全し、北区の文化を守り、伝えていく公園

図-31：日常的に利用する公園

2 施策の展開

施策の表の見かた

【例】

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
I-①-C ○ 整備 ○ 運営	ドッグランが自主運営できるルール作りなど、区民と協働した公園の利用ルールの検討を行います。		◆	◆	
I-①-D ○ 運営	活動団体との協働により、プレーパーク事業を推進していきます。			◆	◆

施策を展開するにあたり、「整備」「管理」「運営」に分けて示しています。

- **整備** 公園の新規整備、再生整備といったハード的な取組み
- **管理** 単体の公園施設における維持補修や点検、更新、撤去などハード的な取組み
- **運営** イベント実施や情報発信、住民参加や公園の利用ルール・マナーに関する事など、ソフト的な取組み

施策の内容によって、「全公園で推進する施策」と「公園タイプごとに推進する施策」に分けます。「公園タイプごとに推進する施策」については、当てはまる公園タイプに「◆」がついています。

- 1 北区の顔となる公園
- 2 個性的な機能をもつ公園
- 3 休日におでかけする公園
- 4 日常的に利用する公園

「基本目標Ⅰ 誰もが使いやすい身近な公園」

① 多様な主体の創意工夫による公園の活用【重点方針】

全公園で推進する施策

	施策
I-①-A 運営	公園の利用ルールについて、公園を利用しない人々からも意見をくみ取る仕組みをつくり、より多くの方が気持ちよく使える公園づくりを推進していきます。
I-①-B 運営	区民が気軽に公園の運営や維持管理に参加できる「公園管理サポーター*」制度の導入を検討していきます。

公園タイプごとに推進する施策

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
I-①-C 整備 運営	ドッグランが自主運営できるルール作りなど、区民と協働した公園の利用ルールの検討を行います。		◆	◆	
I-①-D 運営	活動団体との協働により、プレーパーク*事業を推進していきます。			◆	◆



【施策Ⅰ-①-C】取組み例：ドッグラン（東京都世田谷区 都立蘆花恒春園 ろかこうしゅんえん）

ボランティアグループ「蘆花恒春園ワンクラブ」では、蘆花恒春園ドッグランの管理運営、定期的な清掃などの維持管理、犬のマナーアップ活動などのほか、近隣町会と合同の防災訓練や防犯活動、蘆花恒春園サービスセンターとの共催による「しつけ教室」の実施など、多岐に渡った活動を行っています。

② 計画的な公園整備の推進

全公園で推進する施策

	施策
I-②-A 整備	「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針」など、上位計画に基づき公園の整備を推進していきます。
I-②-B 整備	周辺地域のまちづくりとあわせ、公園の拡張整備や老朽化した公園の再生整備を推進していきます。

公園タイプごとに推進する施策

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
I-②-C 整備	大規模な公園・緑地や、日常的に利用する公園が不足する地域においては、公園や児童遊園の整備を推進します。			◆	◆



【施策 I-②-A】

(仮称) 赤羽台けやき公園 (令和4年度開園予定 (一部を除く)) 完成予想図



【施策 I-②-B】

田端二丁目児童遊園 (令和2年度開園)

③ メリハリのある公園整備

全公園で推進する施策

	施策
I-③-A 整備	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行うなど、多様性を受け止める公園づくりを推進していきます。
I-③-B 整備	やさしい日本語*や多言語対応の案内板を設置し、公園の利用ルールが誰でもわかるようにしていきます。
I-③-C 整備	公園の利用実態や地域特性を踏まえて駐輪場などを整備し、来訪しやすい公園づくりを推進していきます。
I-③-D 運営	トイレの有無やバリアフリー化の状況など、公園がより使いやすくなる情報をホームページなどで発信していきます。

公園タイプごとに推進する施策

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
I-③-E 整備	より多くの方々にとって使いやすいインクルーシブ遊具の整備や、インクルーシブな公園としての部分的な整備を推進していきます。		◆	◆	
I-③-F 整備	日常的に利用する公園では区民とともに「利用テーマ」を設定することで、機能の適正配置化を図るとともに愛着のある公園づくりを推進していきます。				◆



【施策 I-③-E】取組み例：インクルーシブ公園（東京都世田谷区 都立砧公園）

「みんなのひろば」にある複合遊具「みらい号」は、車いすや歩行器のまま遊具の中で遊ぶことができます。「みんなのひろば」内にはこの他にも、障がいがある子もいない子もすべての子ども達が共に遊び、楽しむことのできる遊具広場が整備されています。

「基本目標Ⅱ 安全で快適なやすらげる公園」

① トイレの快適性の向上【重点方針】

全公園で推進する施策

	施策
Ⅱ-①-A 整備	公園のトイレは配置基準を設定し、適正配置化を推進します。
Ⅱ-①-B 整備	駅周辺の公園や比較的規模の大きい公園のトイレでは、機能性の充実を図り、より多くの方々の利用に配慮したトイレ設備を設置していきます。
Ⅱ-①-C 整備	汚れが付きにくく目立ちにくい素材の導入により、トイレ清掃の効率化および清潔感の向上を図ります。
Ⅱ-①-D 運営	利用頻度や耐用年数から、児童遊園のトイレの適切な更新頻度を検討していきます。
Ⅱ-①-E 運営	ネーミングライツ*や管理を含めたリース契約*の導入など、民間活力の導入によりトイレの清潔感向上を検討していきます。

公園タイプごとに推進する施策

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
Ⅱ-①-F 整備 管理	公園トイレと管理棟を一体化することで、防犯面の向上を図ります。	◆	◆		
Ⅱ-①-G 整備	休日におでかけする公園や日常的に利用する公園のトイレでは、子どもと一緒に使いやすいトイレ設備を設置していきます。			◆	◆

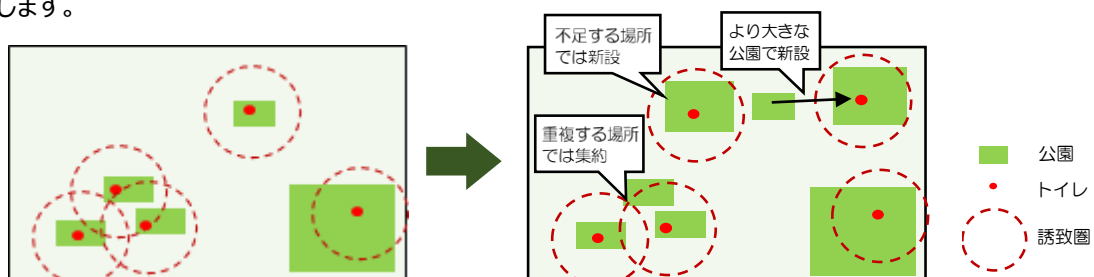
【施策Ⅱ-①-A】公園トイレの考え方

公園トイレは、公園を訪れたすべての人が利用するものとして配置や仕様を検討していきます。

<配置基準>

以下の配置基準を基本に、地域住民の意見や利用状況を踏まえて公園トイレを配置します。また、公園トイレは公園利用者を対象としているため、民間施設や公共施設のトイレとの配置や位置関係については考慮しないものとします。

- ・すべての公園、児童遊園が周辺 250m の範囲内に公園トイレを有している状態となるよう公園トイレを設置します。
- ・同一公園内においても、移動距離概ね 250m に 1カ所程度の頻度で公園トイレを設置するものとします。ただし、面積 1,000 m²以下の公園・児童遊園に存するトイレは、新設公園への移設を検討します。



② 防災・減災機能の強化

全公園で推進する施策

	施策
Ⅱ-②-A 整備	避難場所やいっとき集合場所に指定されている公園では、フリー Wi-Fi* の導入や太陽光パネル*の設置など、避難時に活用できる施設の導入を検討します。
Ⅱ-②-B 整備	公園の外周の植栽には、防犯の視認性を考慮しながら、延焼防止や避難時の安全性の向上のため、防火性の高い樹種を植栽していきます。
Ⅱ-②-C 整備	集中豪雨対策*として地下浸透施設を整備するなど、雨水の流出抑制に配慮した施設整備を推進していきます。
Ⅱ-②-D 運営	防災訓練など、公園での地域防災活動への支援を行います。



【施策Ⅱ-②-A】取り組み例：フリーWi-Fiの導入（東京都 品川区）

区民や区を訪れる旅行者の利便性の向上、観光情報の発信力強化、災害発生時の情報伝達手段の確保を目的として、区有施設や区内の駅前・公園を中心に、フリーWi-Fiによるインターネット接続サービスを提供しており、現在、8つの区内公園にて利用が可能となっています。（※令和2年9月1日時点）

コラム 災害などの発生時の対応について

災害時の対応は、地震や水害だけではなく、感染症発生時なども含まれます。

感染症発生時には、感染拡大防止に向け、以下のような対策を行っていく必要があります。

- ・ 感染症などの発生時における、適切な利用の周知を行うための、放送設備などの設置。
- ・ 国や東京都との連携による公園施設の利用制限など、感染拡大防止に向けた適切な維持管理。

ソーシャルディスタンスを呼びかける横断幕
(北谷端公園)



③ 自然環境に配慮した公園づくり

全公園で推進する施策

	施策
Ⅱ-③-A 整備	生きものの生息地（ハビタット）の保全・創出を図り、生物多様性に配慮した公園づくりを行います。
Ⅱ-③-B 管理 運営	公園内のビオトープなど、生きものの生息地となる場所では、生きものの生息環境に配慮した植栽管理や水質を適切に維持するための定期的な管理を行います。
Ⅱ-③-C 管理	樹木の維持管理については、有資格者による定期点検を行うほか、自然樹形*が保てるような適切な頻度での剪定や配植を行います。



【施策Ⅱ-③-A】

赤羽自然観察公園に生息するコゲラ

※野鳥写真：(株)生態計画研究所 提供



【施策Ⅱ-③-B】

新河岸東公園のビオトープ

④ 公園施設の安全性の向上

全公園で推進する施策

	施策
Ⅱ-④-A 整備 管理	防犯対策として、必要性が認められる公園では防犯カメラの設置を推進するとともに、死角をつくりにくい植栽や施設の配置に取り組みます。
Ⅱ-④-B 管理	公園施設の更新を行う際には、機能配置の適性化を行うほか公園灯のLED*化や耐久性の高い材質への変更を実施します。
Ⅱ-④-C 管理	安全基準に適合しない遊具については、早期に基準に適合した遊具に改善していきます。
Ⅱ-④-D 管理	安全対策として、公園施設の定期点検や『北区公園施設長寿命化計画』に基づく公園施設の更新を実施していきます。
Ⅱ-④-E 運営	公園施設の破損などを発見した際に、公園利用者がスマートフォンなどのアプリにより投稿できる仕組みの導入を検討します。



出典：東京都練馬区ホームページ

【施策Ⅱ-④-E】取組み例：ねりまちレポーター（東京都練馬区）

ICTを活用した区民と区、区民同士がつながる情報受発信の取組みで、道路や公園遊具の不具合、ごみの不法投棄などを発見した際に、スマートフォンの専用アプリを使って写真付きで投稿すると、投稿を受けた練馬区が対応を行い、結果を写真付きで回答する仕組みとなっています。区内在住・在勤・在学者がレポーターになれます。

コラム 維持管理費削減に向けた取組み

公園施設の維持管理費削減が全国的な課題となっているなか、近年、民間ノウハウを積極的に活用することにより、コスト削減およびサービス向上を図る様々な取組みが行われています。

【取組み例】

大阪府大阪市の天王寺公園内「天王寺動物園新世界ゲートトイレ」では、平成29年（2017年）7月に、大阪で初となるトイレのネーミングライツ「KANSEI TENNOJI ZOO TOILET」が完成しました。ネーミングライツパートナー企業は下水道管関連の維持管理会社で、契約料だけでなく、防臭・防汚対策工事やトイレ配水管の清掃など役務提供等の提案がなされています。

「基本目標Ⅲ 個性豊かな楽しい公園」

① 地域資源を活かした個性ある公園づくり【重点方針】

全公園で推進する施策

施策	
Ⅲ-①-A 整備 管理	区内の緑のネットワークに配慮しながら、公園が地域における緑の拠点となるように緑化を推進していきます。
Ⅲ-①-B 整備 管理	「景観重要公園」に指定されている公園は、地域が持つ良好な景観を保全する公園整備を行います。
Ⅲ-①-C 整備 管理	季節の花やみどり、歴史・文化資源、景観などの地域資源と公園をつなぐことで、回遊して楽しめる公園づくりを推進します。
Ⅲ-①-D 運営	美化ボランティアなど、地域住民が公園の花壇管理に参加できる場づくりを推進します。
Ⅲ-①-E 運営	地域住民との協働や環境学習施設*との連携により、生きもの調査など、自然に触れて学べるプログラムを実施します。
Ⅲ-①-F 運営	民間事業者の柔軟かつ多彩な発想を取り入れた公園整備を行うため、Park-PFI制度の活用や指定管理者制度の導入を推進します。

公園タイプごとに推進する施策

施策	対象となる公園タイプ			
	1	2	3	4
Ⅲ-①-G 整備 運営	◆	◆		

【施策Ⅲ-①-G】北区の顔となる公園・個性的な機能をもつ公園の公園コンセプト

飛鳥山公園・・・子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる北区の魅力

飛鳥山公園を中心に、自然や歴史、教育、文化、子育てなど、ジャンル別の目玉スポットを巡るような公園としています。

赤羽自然観察公園・・・赤羽の豊かな自然や生き物と出会う

自然とのふれあいや環境学習の場としての機能や、バーベキューなどの既存の機能を活かし、自然や環境学習に関する施設とあわせて利用できるような公園としています。

赤羽スポーツの森公園・・・スポーツのまちをジョギングで巡る

スポーツと健康づくりの場としての機能を活かし、周囲のスポーツ・健康づくりに関連する施設とあわせて利用できるような公園としています。

名主の滝公園・・・歴史ある王子のまちへタイムスリップ

周辺の公園や飲食店と合わせて回遊し、散歩しながらやすらげる公園としています。

滝野川公園・・・スポーツと遊びを楽しむ

周辺の名所とあわせて、スポーツやアスレチック、遊具など家族で楽しめるような公園としています。

② 公園に訪れたいくなる情報発信

全公園で推進する施策

	施策
Ⅲ-②-A 運営	公園の魅力を発信する「公園ガイドブック」などを作成し、北区の公式ホームページ・SNS*・アプリで情報発信していきます。

公園タイプごとに推進する施策

	施策	対象となる公園タイプ			
		1	2	3	4
Ⅲ-②-B 整備	四季の花による植栽などのフォトスポットを設置し、公園利用者がSNSなどで発信したくなる公園づくりを推進します。	◆	◆		
Ⅲ-②-C 運営	桜や紅葉の見ごろ情報といった季節ごとの公園の見どころや、公園施設の混雑状況といった利用状況などの情報を、ホームページ・SNSなどで発信していきます。	◆	◆	◆	
Ⅲ-②-D 運営	北区アンバサダーなどとの連携により、公園の魅力を発信する仕組みを推進します。	◆			



出典：ふなばしアンデルセン公園ホームページ

【施策Ⅲ-②-B】取組み例：フォトスポット（千葉県船橋市 ふなばしアンデルセン公園）

四季折々の草花で彩られた高さ2.5mのハート型のアーチトピアリー。おすすめのフォトスポットとしてHPなどで紹介しています。

コラム 鉄道の見える風景

北区には、昔ながらの路面電車「東京さくらトラム（都電荒川線）」が走っているほか、JR東日本の尾久車両センター、東京新幹線車両センターなど、鉄道風景を楽しめるスポットが数多くあります。公園もそのスポットとなっており、特に、飛鳥山公園などは、都電と新幹線を同時に撮影できるポイントや、安全に撮影を楽しむための「鉄道 View ポイント」としても紹介されています。



～鉄道資源を巡るルート～

3 施策の一覧

目標	基本方針	施策		区分
I 誰もが使いやすい身近な公園	【重点方針】 多様な主体の創意工夫 による公園の活用	I-①-A 運営	公園の利用ルールについて、公園を利用しない人々からも意見をくみ取る仕組みをつくり、より多くの方々が気持ちよく使える公園づくりを推進していきます。	全
		I-①-B 運営	区民が気軽に公園の運営や維持管理に参加できる「公園管理サポーター」制度の導入を検討していきます。	全
		I-①-C 整備・運営	ドッグランが自主運営できるルール作りなど、区民と協働した公園の利用ルールの検討を行います。	2・3
		I-①-D 運営	活動団体との協働により、プレーパーク事業を推進していきます。	3・4
	計画的な 公園整備の推進	I-②-A 整備	「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針」など、上位計画に基づき公園の整備を推進していきます。	全
		I-②-B 整備	周辺地域のまちづくりとあわせ、公園の拡張整備や老朽化した公園の再生整備を推進していきます。	全
		I-②-C 整備	大規模な公園・緑地や、日常的に利用する公園が不足する地域においては、公園や児童遊園の整備を推進します。	3・4
	メリハリのある公園整備	I-③-A 整備	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行うなど、多様性を受け止める公園づくりを推進していきます。	全
		I-③-B 整備	やさしい日本語や多言語対応の案内板を設置し、公園の利用ルールが誰でもわかるようにしていきます。	全
		I-③-C 整備	公園の利用実態や地域特性を踏まえて駐輪場などを整備し、来訪しやすい公園づくりを推進していきます。	全
		I-③-D 運営	トイレの有無やバリアフリー化の状況など、公園がより使いやすいくなる情報をホームページなどで発信していきます。	全
		I-③-E 整備	より多くの方々にとって使いやすいインクルーシブ遊具の整備や、インクルーシブな公園としての部分的な整備を推進していきます。	2・3
		I-③-F 整備	日常的に利用する公園では区民とともに「利用テーマ」を設定することで、機能の適正配置化を図るとともに愛着のある公園づくりを推進していきます。	4

目標	基本方針	施策		区分
Ⅱ 安全で快適なやすらげの公園	トイレの快適性の向上 【重点方針】	Ⅱ-①-A 整備	公園のトイレは配置基準を設定し、適正配置化を推進します。	全
		Ⅱ-①-B 整備	駅周辺の公園や比較的規模の大きい公園のトイレでは、機能性の充実を図り、より多くの方々の利用に配慮したトイレ設備を設置していきます。	全
		Ⅱ-①-C 整備	汚れが付きにくく目立ちにくい素材の導入により、トイレ清掃の効率化および清潔感の向上を図ります。	全
		Ⅱ-①-D 運営	利用頻度や耐用年数から、児童遊園のトイレの適切な更新頻度を検討していきます。	全
		Ⅱ-①-E 運営	ネーミングライツや管理を含めたリース契約の導入など、民間活力の導入によりトイレの清潔感向上を検討していきます。	全
		Ⅱ-①-F 整備・管理	公園トイレと管理棟を一体化することで、防犯面の向上を図ります。	1・2
		Ⅱ-①-G 整備	休日におでかけする公園や日常的に利用する公園のトイレでは、子どもと一緒に使いやすいトイレ設備を設置していきます。	3・4
	防災・減災機能の強化	Ⅱ-②-A 整備	避難場所やいっとき集合場所に指定されている公園では、フリーWi-Fiの導入や太陽光パネルの設置など、避難時に活用できる施設の導入を検討します。	全
		Ⅱ-②-B 整備	公園の外周の植栽には、防犯の視認性を考慮しながら、延焼防止や避難時の安全性の向上のため、防火性の高い樹種を植栽していきます。	全
		Ⅱ-②-C 整備	集中豪雨対策として地下浸透施設を整備するなど、雨水の流出抑制に配慮した施設整備を推進していきます。	全
		Ⅱ-②-D 運営	防災訓練など、公園での地域防災活動への支援を行います。	全
	自然環境に配慮した公園づくり	Ⅱ-③-A 整備	生きものの生息地（ハビタット）の保全・創出を図り、生物多様性に配慮した公園づくりを行います。	全
		Ⅱ-③-B 管理・運営	公園内のピオトープなど、生きものの生息地となる場所では、生きものの生息環境に配慮した植栽管理や水質を適切に維持するための定期的な管理を行います。	全
		Ⅱ-③-C 管理	樹木の維持管理については、有資格者による定期点検を行うほか、自然樹形が保てるような適切な頻度での剪定や配植を行います。	全
	公園施設の安全性の向上	Ⅱ-④-A 整備・管理	防犯対策として、必要性が認められる公園では防犯カメラの設置を推進するとともに、死角をつくりにくい植栽や施設の配置に取組みます。	全
		Ⅱ-④-B 管理	公園施設の更新を行う際には、機能配置の適性化を行うほか公園灯のLED化や耐久性の高い材質への変更を実施します。	全
		Ⅱ-④-C 管理	安全基準に適合しない遊具については、早期に基準に適合した遊具に改善していきます。	全
		Ⅱ-④-D 管理	安全対策として、公園施設の定期点検や『北区公園施設長寿命化計画』に基づく公園施設の更新を実施していきます。	全
		Ⅱ-④-E 運営	公園施設の破損などを発見した際に、公園利用者がスマートフォンなどのアプリにより投稿できる仕組みの導入を検討します。	全

目標	基本方針	施策	区分	
Ⅲ 個性豊かな楽しい公園	【重点方針】 地域資源を活かした個性ある公園づくり	Ⅲ-①-A 整備・管理	区内の緑のネットワークに配慮しながら、公園が地域における緑の拠点となるように緑化を推進していきます。	全
		Ⅲ-①-B 整備・管理	「景観重要公園」に指定されている公園は、地域が持つ良好な景観を保全する公園整備を行います。	全
		Ⅲ-①-C 整備・管理	季節の花やみどり、歴史・文化資源、景観などの地域資源と公園をつなぐことで、回遊して楽しめる公園づくりを推進します。	全
		Ⅲ-①-D 運営	美化ボランティアなど、地域住民が公園の花壇管理に参加できる場づくりを推進します。	全
		Ⅲ-①-E 運営	地域住民との協働や環境学習施設との連携により、生きもの調査など、自然に触れて学べるプログラムを実施します。	全
		Ⅲ-①-F 運営	民間事業者の柔軟かつ多彩な発想を取り入れた公園整備を行うため、Park-PFI 制度の活用や指定管理者制度の導入を推進します。	全
		Ⅲ-①-G 整備・運営	北区の顔となる公園、個性的な機能をもつ公園では、特徴を活かしたコンセプトを設定し、コンセプトに基づいた公園づくりを推進していきます。	1・2
	情報発信 公園に訪れたくなる	Ⅲ-②-A 運営	公園の魅力を発信する「公園ガイドブック」などを作成し、北区の公式ホームページ・SNS・アプリで情報発信していきます。	全
		Ⅲ-②-B 整備	四季の花による植栽などのフォトスポットを設置し、公園利用者が SNS などでも発信したくなる公園づくりを推進します。	1・2
		Ⅲ-②-C 運営	桜や紅葉の見ごろ情報といった季節ごとの公園の見どころや、公園施設の混雑状況といった利用状況などの情報をホームページ・SNS などでも発信していきます。	1・2・3
		Ⅲ-②-D 運営	北区アンバサダーなどとの連携により、公園の魅力を発信する仕組みを推進します。	1

第 6 章
推進の仕組み



第6章 推進の仕組み

1 推進の仕組み

重点方針については『北区公園魅力向上推進プラン』に基づき、取組み内容や実施時期などを具体化します。また、リーディングプロジェクトは、3か年での事業計画を設定します。リーディングプロジェクトは、3年ごとに進捗状況の評価を行い、見直しを図ることとします。進行管理を行うとともに、内容の点検や、国・東京都など関連機関との調整を行います。

2 進行管理

本構想に基づく施策の実施にあたっては、事業のあり方や、構想の内容について継続的な向上を図ることが必要です。そのため、推進プランでは、以下のような進行管理を行うこととします。

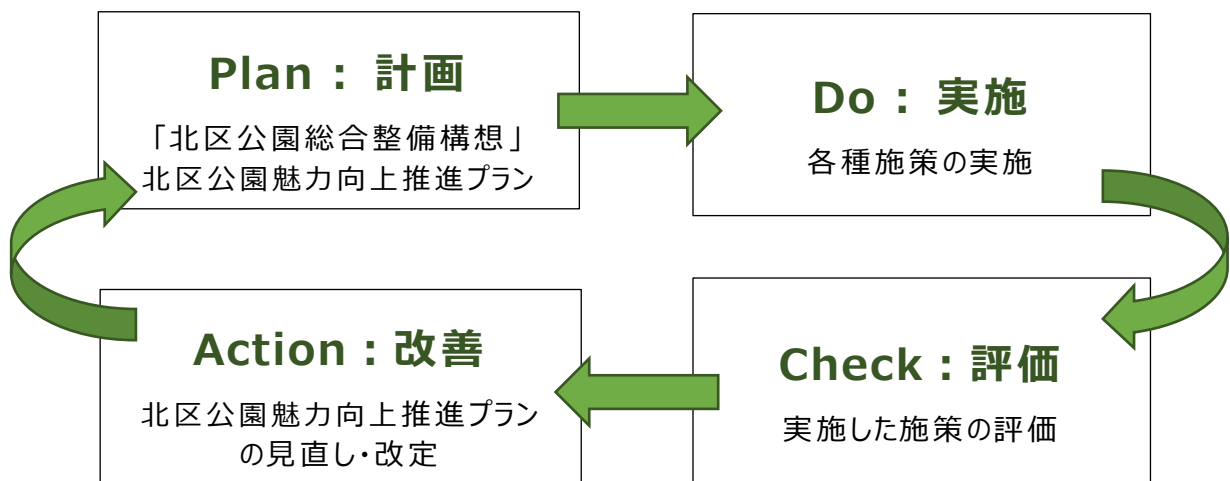


図 - 32 : 進行管理

3 住民参加のあり方

(1) 目的

多様化する住民のニーズや公園ごとの課題に柔軟に対応するため、近年の公園づくりでは、様々な事業段階において、適切に住民意見を聴取することが重要となっています。

北区では、「区民とともに」を基本姿勢に、協働の精神のもと、区政を推進しています。公園整備においても、住民参加を推進することで、その後の管理や運営における地域住民と行政の関係を継続的なものとし、公園の活性化や、安心・安全快適な公園を確保することを目指します。



(2) 住民参加の方法 ～（例）新設整備・再生整備時～

公園の設計・整備から開園後の管理・運営における住民参加の方法を以下に示します。

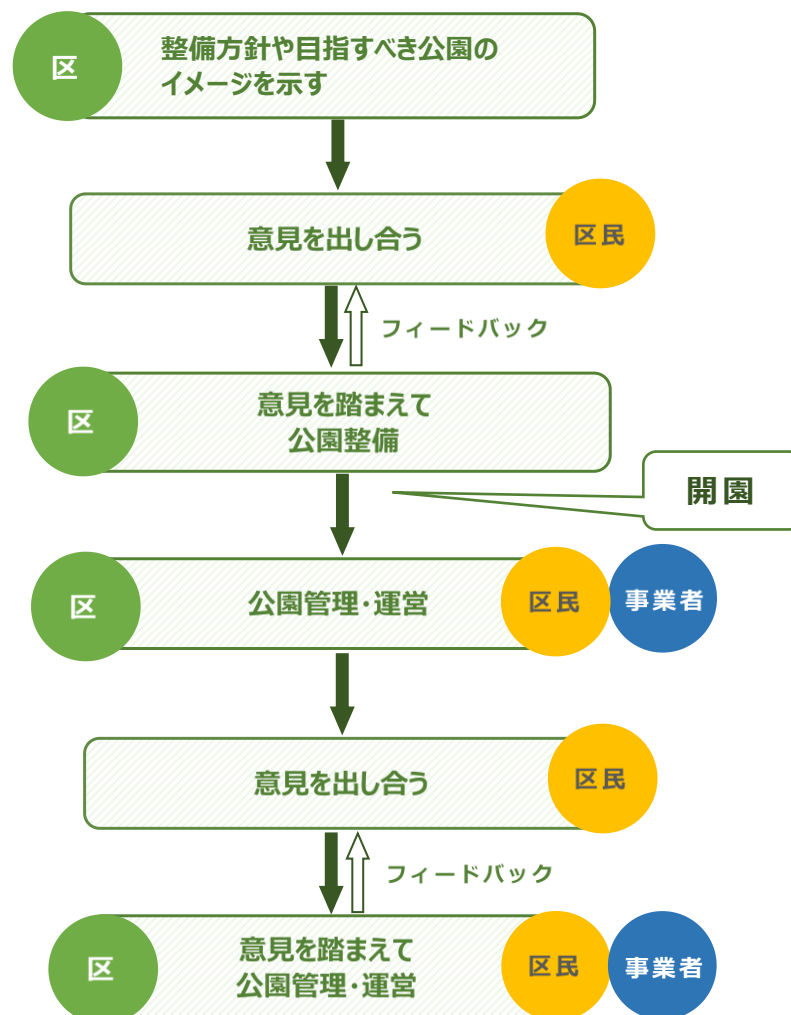


図 - 33 : 設計・整備から開園後の管理・運営における住民参加の方法

用語解説

用語	解説
あ行	
味の素ナショナルトレーニングセンター (P.14)	スポーツ医・科学・情報研究機関である「国立スポーツ科学センター（JISS）」と一体となった国際競技力向上のための強化活動拠点。北区西が丘と赤羽西に立地している。
いっとき集合場所 (P.11)	災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。
インクルーシブな公園 (P.11)	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが安全に、一緒に楽しむことができる公園。
オープンスペース (P.2)	公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場などの、建物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内にある広場や歩行者空間、緑地として整備された空間や隣りあう建築物の間の空地などを指す。
か行	
崖線 (P.11)	台地と低地の境界に連続して存在する崖地のこと。崖線には湧水が多く、親水空間や、野鳥・小動物の生活空間として貴重な自然地となっていることが多い。
環境学習施設 (P.66)	区民が花やみどりとのふれあいなどを通して、楽しみながら自然環境への理解を深めるための施設。「自然ふれあい情報館」と「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」が設置されている。
北区アンバサダー (P.51)	北区にゆかりのある著名人・文化人に、「北区アンバサダー（大使）」を委嘱し、区の魅力をPRしてもらうことで、北区の知名度や文化的なイメージを高めていくもの。
北区美化ボランティア制度 (P.28)	「花＊みどり」・やすらぎ戦略のひとつとして、道路・公園・駅前広場等の清掃や花壇・プランターの維持管理を、区内在住、在勤、在学者で構成される団体と協働で実施する制度。

グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー) (P.3)	自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）をインフラ整備や社会における様々な課題解決に活用しようという考え方。
景観重要公園 (P.11)	「北区景観づくり計画」によって位置付けられた、地域の景観を構成する重要な要素となっている公園。現在、旧古河庭園、飛鳥山公園、清水坂公園、名主の滝公園、赤羽自然観察公園、荒川赤羽桜堤緑地、中央公園が指定されている。
公園管理サポーター制度 (P.59)	公園で行われるイベントや清掃活動、マナーアップ運動など、さまざまな活動で公園運営をサポートするボランティア制度。
洪水浸水想定区域 (P.13)	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、河川等管理者である国または都道府県が指定する。
さ行	
自然樹形 (P.64)	自然に活着し、自然のまま成育した樹木のこと。その木の持つ性質のままに育つため、活着した場所の自然環境に影響されやすい。
指定管理者制度 (P.4)	2003年の地方自治法改正に伴い創設された制度。公の施設について、地方公共団体の指定を受けた指定管理者がその管理を代行する。
住区基幹公園 (P.7)	歩いていける範囲の居住者が利用することを想定した公園。利用が想定される住民の居住範囲によって、さらに「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」の3種類に分けられる。
集中豪雨対策 (P.63)	梅雨前線の停滞や台風の接近などで、狭い範囲に数時間に渡って大量の雨が降る集中豪雨に対する対策。北区では、小中学校などをはじめとする公共施設に雨水流出抑制対策工事などを行っている。
ストックマネジメント (P.12)	施設や構造物などの最大化・最適化を目的とし、既存施設や構造物の有効活用や長寿命化によって、長期的な管理費用の低減を図る手法。
生息地（ハビタット） (P.39)	野生生物の食べ物や隠れ場所などを備えた生息環境。

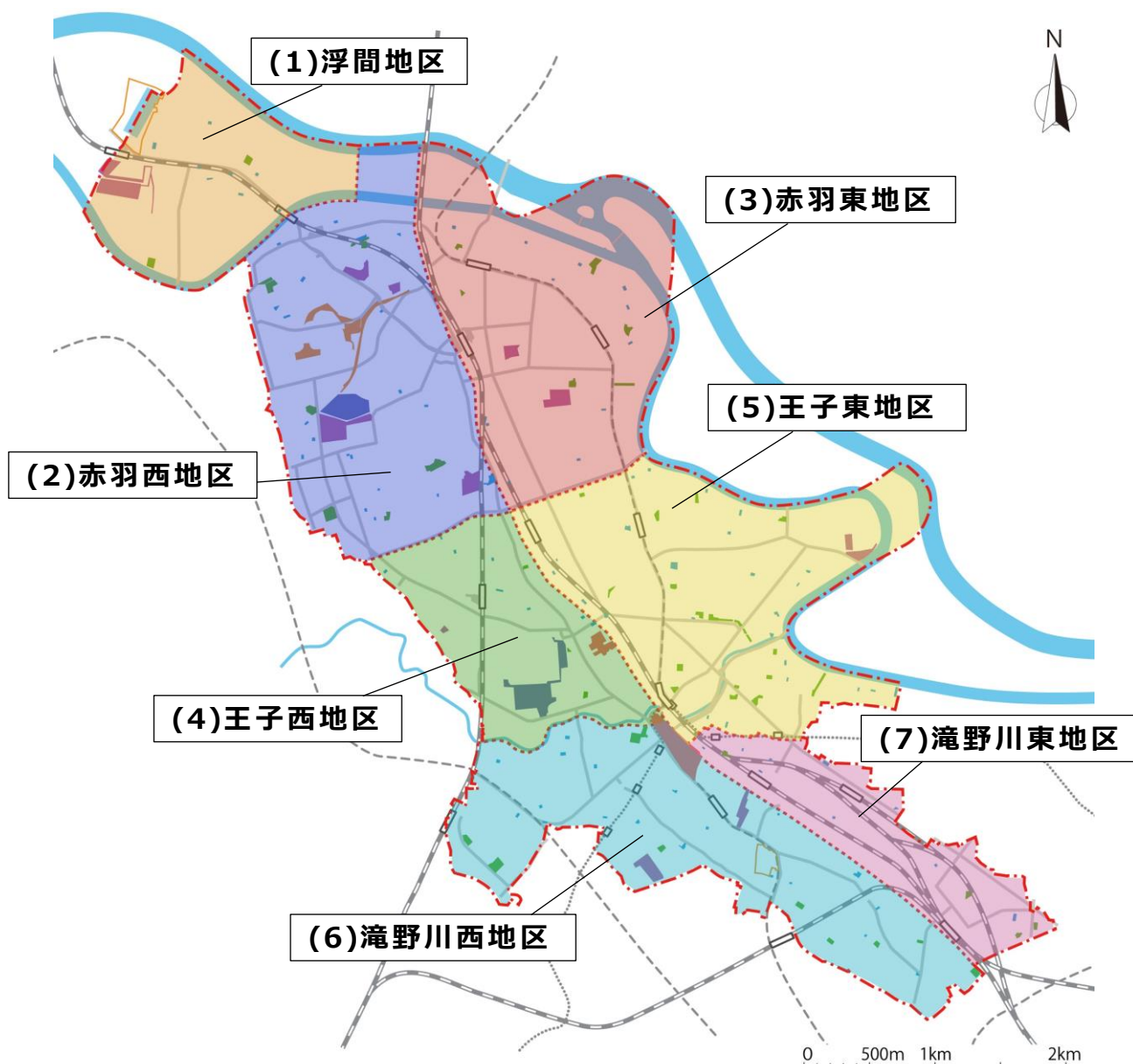
た行	
太陽光パネル (P.63)	太陽光で発電を行うためのパネル。
都市基幹公園 (P.7)	区全域の住民が利用することを目的とした公園。用途や規模により、さらに「総合公園」、「運動公園」の2種類に分けられる。
透水性舗装 (P.50)	舗装の上部層から下部層まで全体が水を通すタイプの舗装。雨水を地中に還元する性質をもち、街路樹などの水循環環境の育成や、雨水の流出を抑制する効果があるとされている。
ドッグラン (P.35)	犬をリードにつながずに、放して自由に運動・遊ばせることのできる場所や施設。
な行	
ネーミングライツ (P.62)	区の保有する施設に、企業名や商品名などを名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。ネーミングライツパートナー（命名権購入者）は、対価として命名権料を区に支払うことで、施設の維持管理・サービス向上の財源として活用される仕組みとなっている。
は行	
バリアフリー (P.4)	多様な人が社会に参加する上での障壁をなくすこと。近年では、高齢者や障がい者などの円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための整備だけでなく、各人が多様な人のことを思いやるこころのバリアフリーの考え方が広がっている。
ビオトープ (P.28)	北区では、身近な自然環境教育の教材として、子どもたちにとって身近な学校や環境学習施設などに設けられた、地域在来の昆虫や動物などの生きものが暮らすことのできる草地や池などの空間のこととしている。
避難場所 (P.11)	自宅や事業所、地域にいたることが危険な場合に避難する場所。
フリーWi-Fi (P.63)	公共の場において、誰でも利用できるよう無料で提供・開放されている無線 LAN (Wi-Fi) サービス。

プレーパーク (P.59)	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、大人も子どもも外遊びを通して触れ合いを深めるために実施する事業で、区内公園等において実施する、泥んこ遊び、水遊び、穴掘り、焚き火、かまど料理、釘刺し遊びなど自由に遊ぶことができる場所。
防火植栽 (P.50)	樹木の防火機能を利用し、火災の延焼を防ぐために植えられた植栽のこと。
防災ネットワーク (P.11)	公園、未利用地、水路など様々な空間を、都市の防災機能を高めるためにネットワーク化し、活用すること。
ま行	
マーケットサウンディング調査 (P.27)	自治体などが、公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用などの事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を、対話を通じて把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図る市場調査・情報収集のこと。
緑のネットワーク (P.50)	緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸を基盤とした、面的な緑の広がり。緑のネットワークを形成することで、緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮させることが可能になると考えられている。
や行	
やさしい日本語 (P.61)	日本語母国語者が外国人（日本語を母語としない人）とコミュニケーションをとるときに、自分たちのことばをわかりやすいように調整を加えた日本語のこと。高齢者や障害のある方にも活用できると考えられている。
誘致圏 (P.19)	その公園を利用する人の範囲を表す距離のこと。公園の配置計画においては誘致距離を表す円によって、その区域がほぼ覆われるように配慮することとされている。
ユニバーサルデザイン (P.11)	障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化、個人の能力等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの利用可能なように、都市や環境をデザインすること。

ら行	
ライフサイクルコスト (P.12)	建築物の企画から解体まで、建築物の生涯にわたり必要となる費用のこと。具体的には、建設費、光熱水費、保守費、修繕費、改修工事費、解体費を総計したもの。
ライフスタイル (P.2)	生活様式や営み方。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方も含まれる。
リース契約 (P.62)	契約期間に依りて、月単位でリース料を支払う、物の調達方法の一つ。一般的に、レンタルに比べ中長期での借用が多い。
わ行	
ワークショップ (P.24)	地域にかかわる様々な立場の人が自ら参加し、地域社会の課題を解決するための話し合いをグループワーク形式で行う、意見交流会のこと。
A～Z	
LED (Light Emitting Diode) (P.65)	電気を流すと発光する半導体の一種で、発光ダイオードとも呼ばれている。白熱灯や蛍光灯と比べ、低消費電力で長寿命であるとされている。
Park-PFI (P.3)	公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募による選定する制度。
PFI (Private Finance Initiative) (P.4)	公共施設などの設計、建設、維持管理および運営などに民間の資金、経営能力および技術的能力を活用する手法。PFIを用いて実施される事業をPFI事業と言い、PFI事業の実施により、効率的かつ良質な公共サービスの提供や、民間の事業機会創出を通じた経済の活性化などが期待される。
SNS (Social Networking Service) (P.67)	交友関係を構築するWebサービスの1つ。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

参 考 资 料
地区別公園配置図

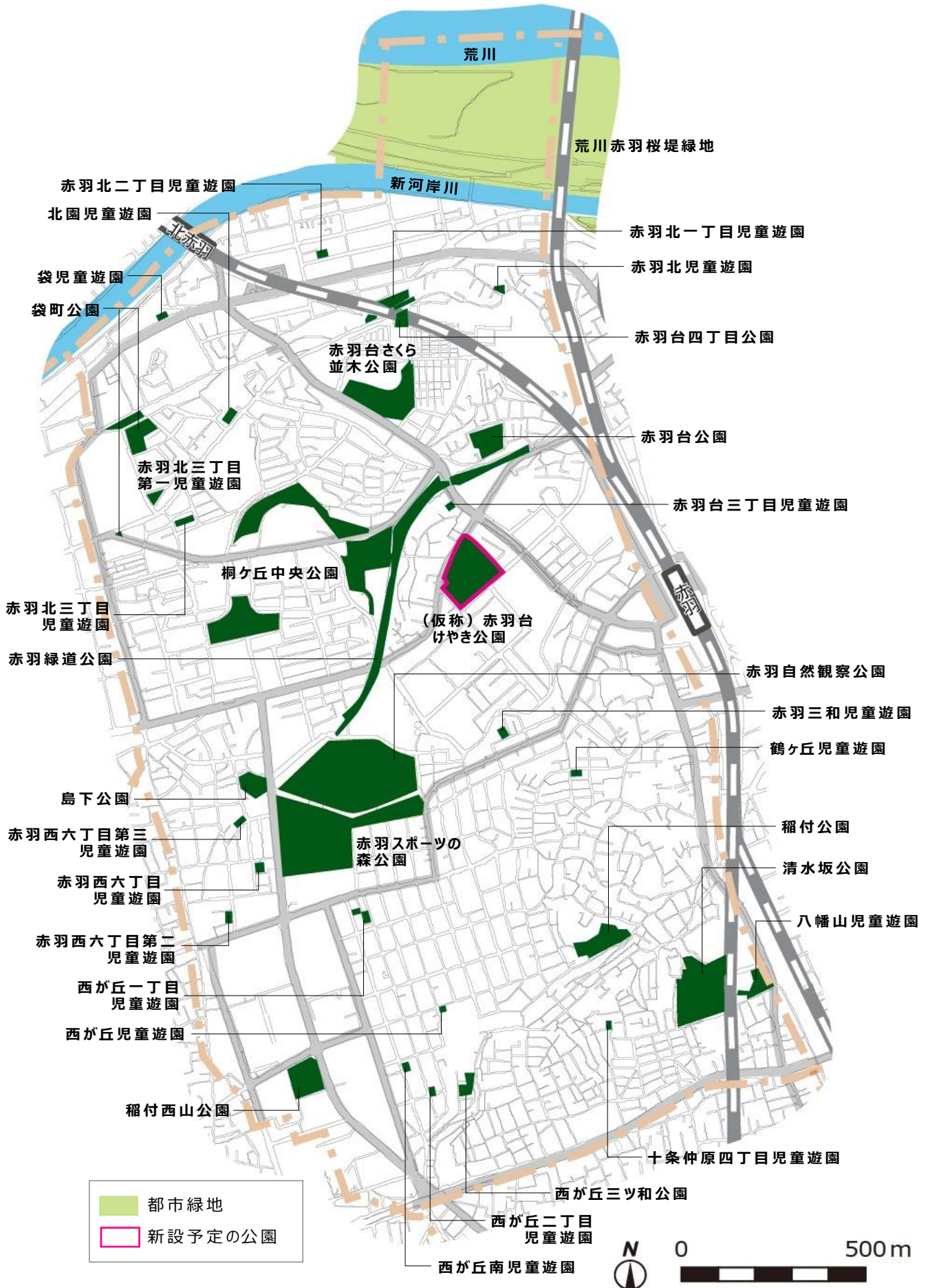
ここでは、『北区基本計画 2020』などの上位計画における、地域等の区分の考え方を参考に、道路・河川などの地理的な分断要素や、公園の敷地を境とした7地区に北区内を区分し、地区別の公園配置状況を整理しました。



(1) 浮間地区



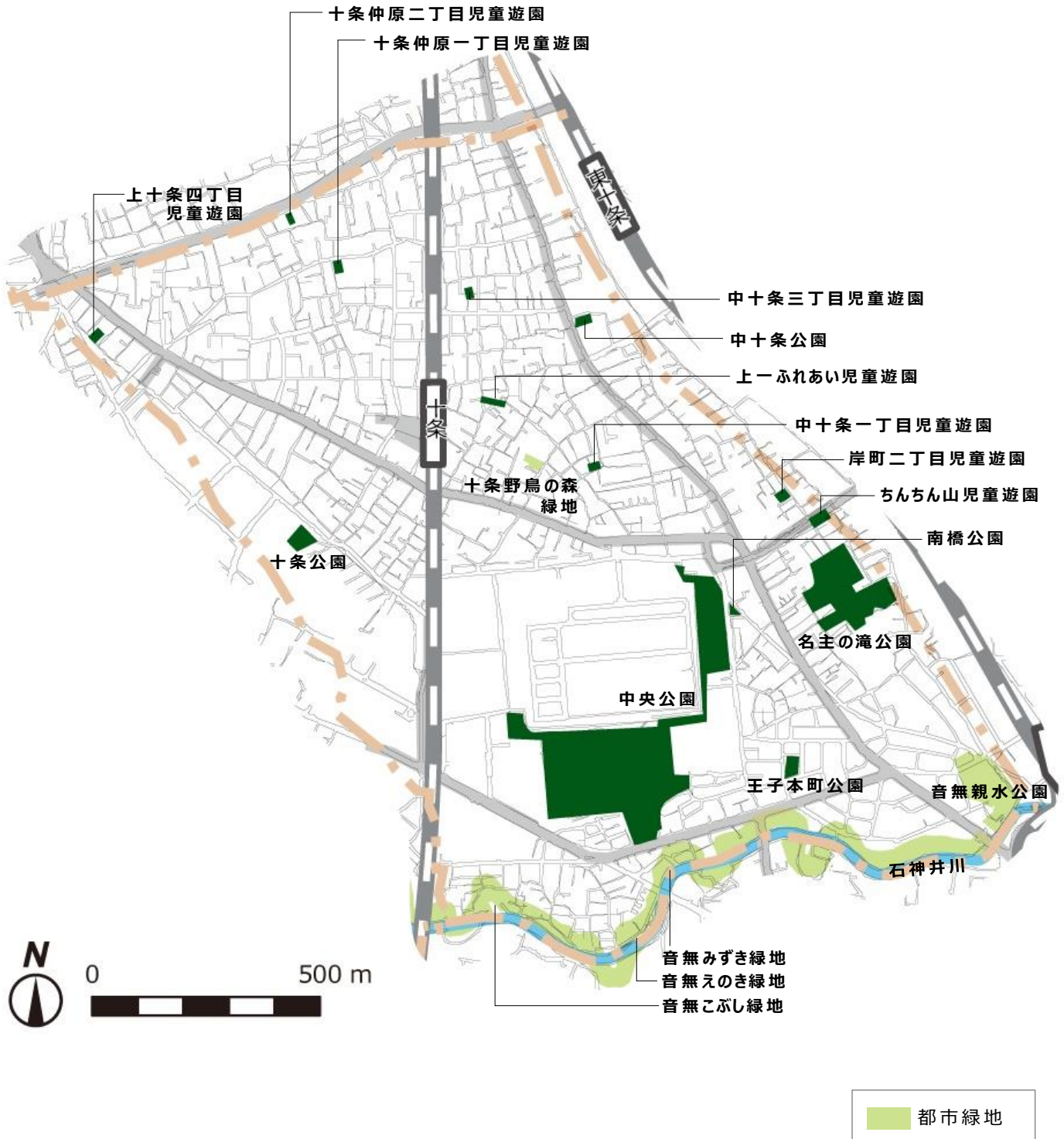
(2) 赤羽西地区



(3) 赤羽東地区



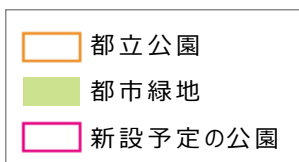
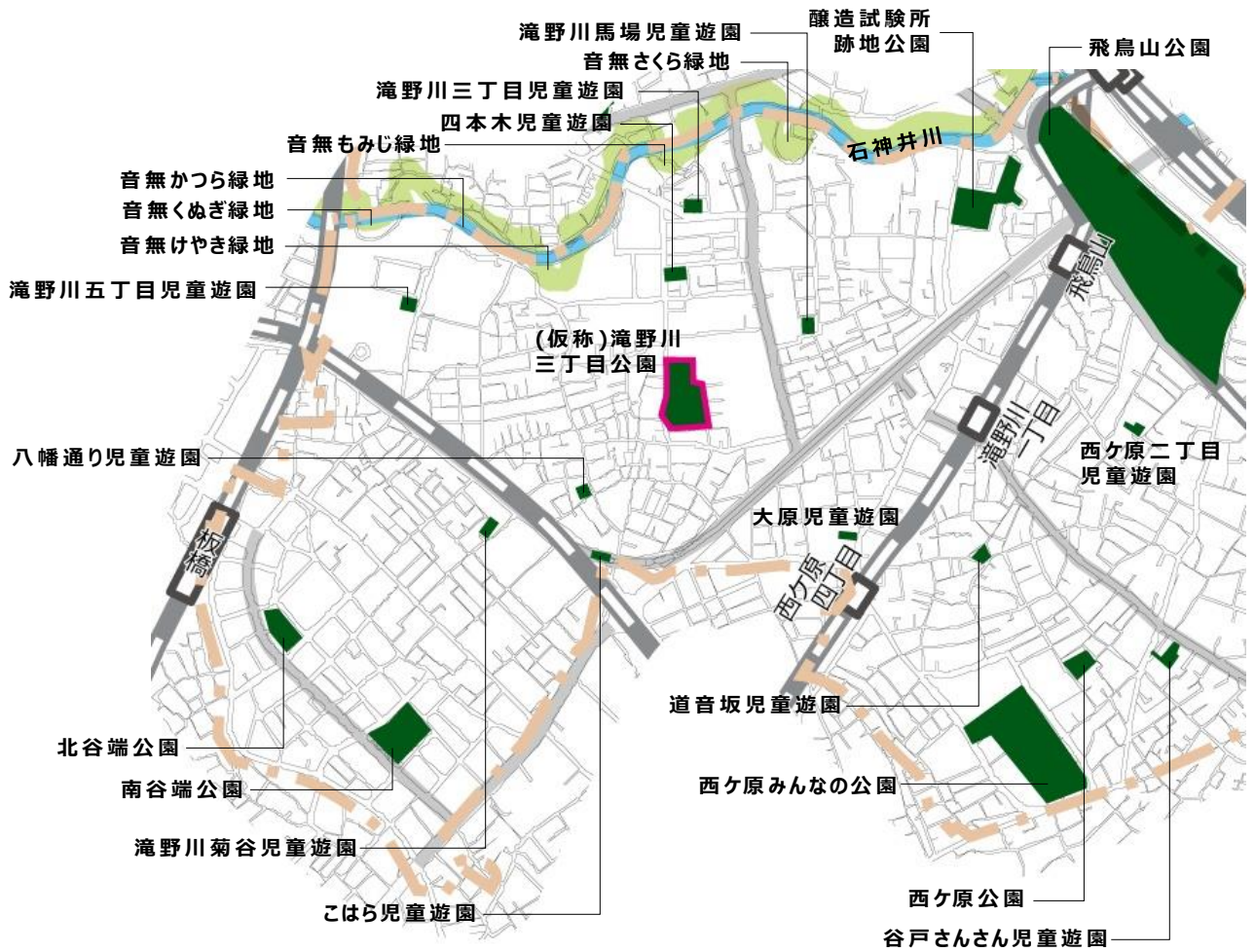
(4) 王子西地区

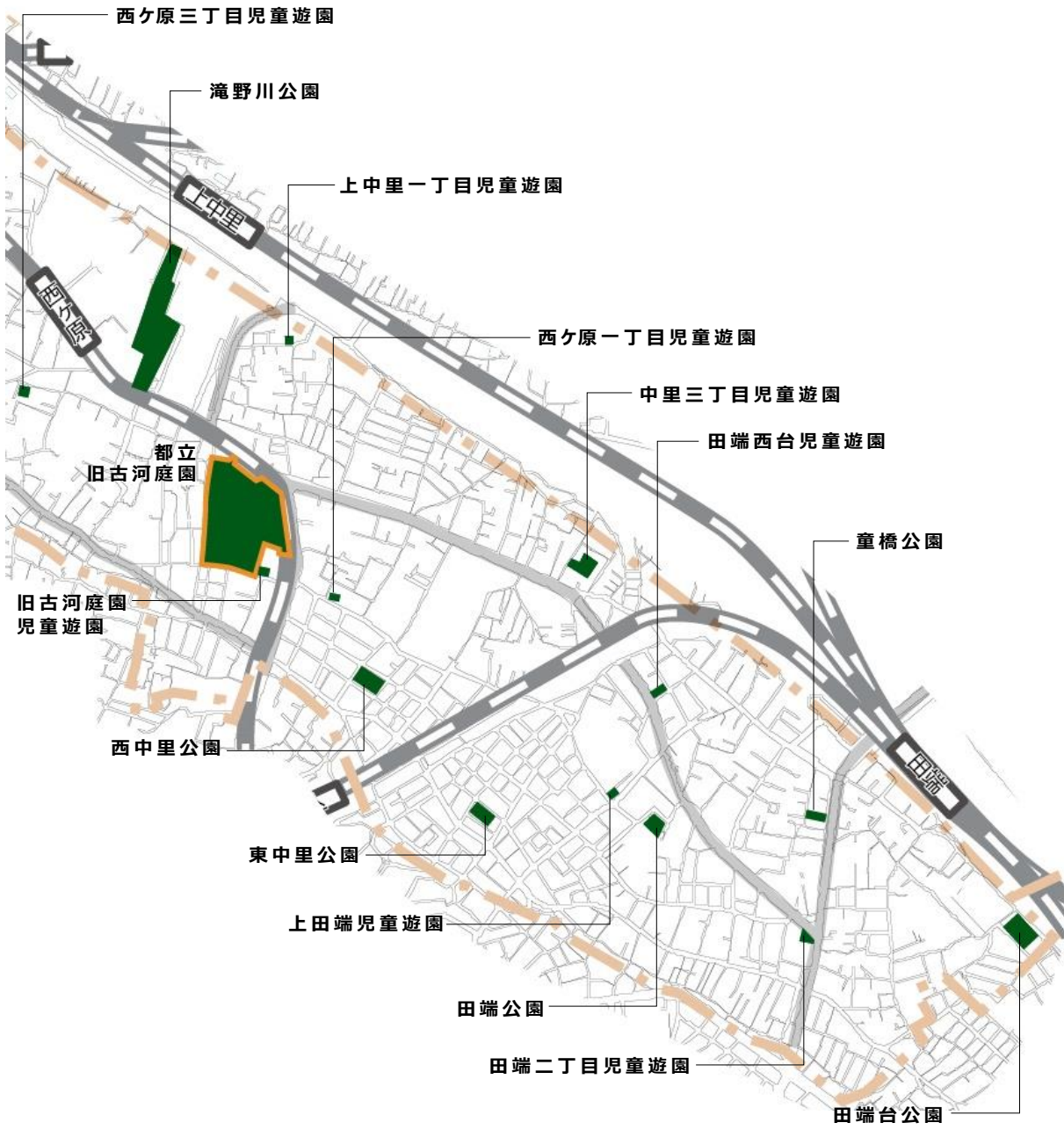


(5) 王子東地区

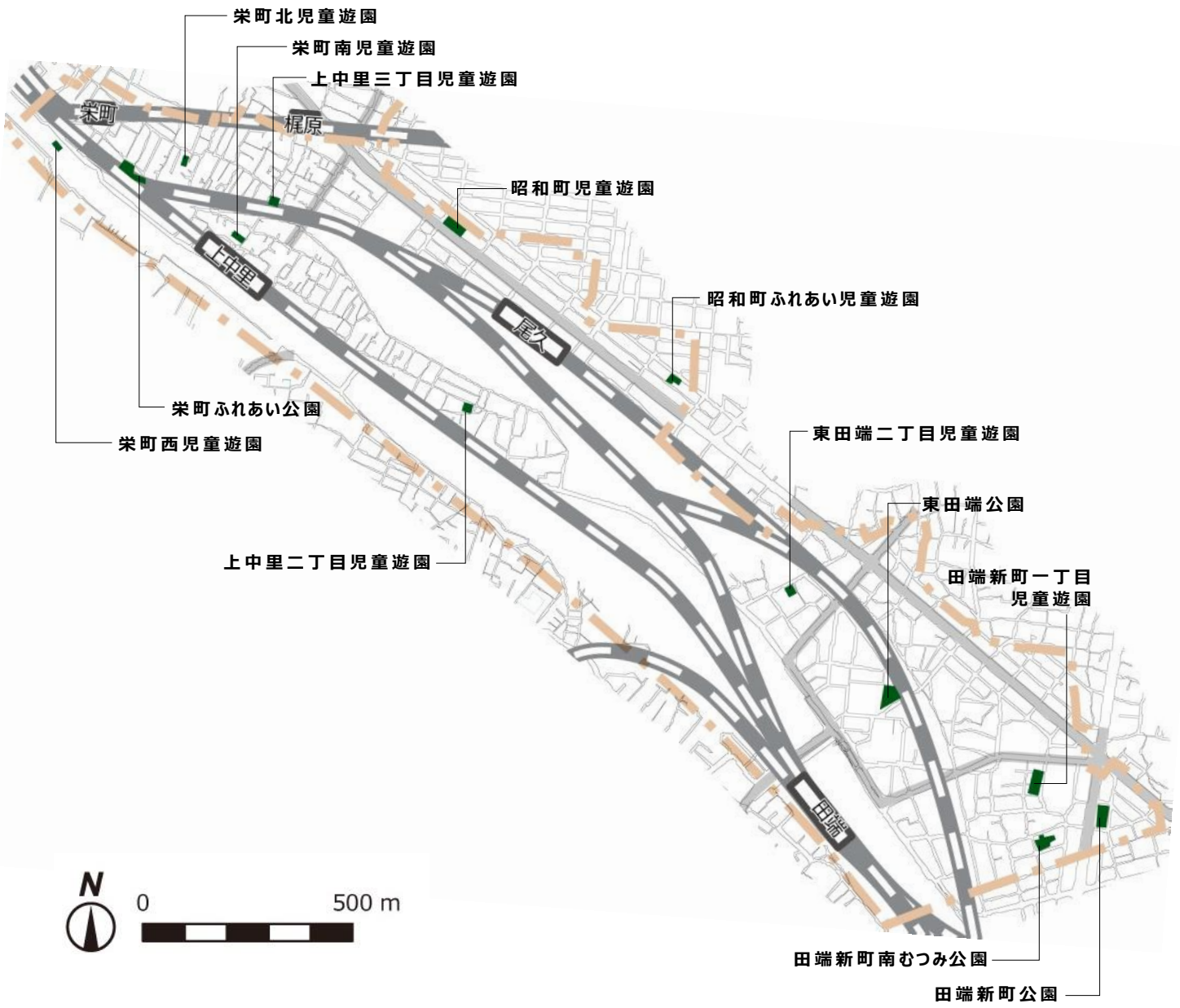


(6) 滝野川西地区





(7) 滝野川東地区



北区公園総合整備構想

令和3年3月

発行：東京都北区土木部土木政策課

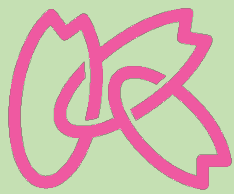
〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

電話：03(3908)9252(ダイヤルイン)

刊行物登録番号

2-1-143



City of Kita